

※
※ 市長提出議案目錄 ※
※ ※

議案番号	件 名	頁	摘 要
報17	専決処分したものの報告について	3	
(専9)	損害賠償の額を定めることについて	5	物損事故
(専10)	損害賠償の額を定めることについて	7	物損事故
報18	専決処分したものの承認を求めることについて	9	
(専11)	損害賠償の額を定めることについて	11	物損事故
報19	株式会社北前館第34期の決算及び第35期の事業計画に関する書類について	13	
92	財産の無償貸付について	29	
93	財産の無償譲渡について	33	
94	財産の無償貸付について	37	
95	事業契約の変更契約の締結について	41	植村直己冒険館機能強化改修運営事業
96	豊岡市立豊岡市民プラザの指定管理者の指定期間変更について	45	
97	豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について	49	
98	豊岡市立市営住宅赤野団地集会所の指定管理者の指定について	53	
99	豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の指定管理者の指定期間変更について	57	
100	豊岡市立竹貫区コミュニティセンターの指定管理者の指定期間変更について	61	
101	豊岡市立室見会館の指定管理者の指定について	65	
102	豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について	69	
103	豊岡市立但東地域活性化センターの指定管理者の指定について	73	
104	豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	77	
105	豊岡市公告式条例の一部を改正する条例制定について	85	
106	豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定について	91	
107	豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定について	99	
108	豊岡市立コウノトリ文化館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	111	
109	豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	121	

議案番号	件 名	頁	摘 要
110	豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について	135	
111	豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	141	
112	豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	147	
113	豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	153	
114	豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	161	
115	豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	167	
116	豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	175	
117	豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	183	
118	豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	189	
119	豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	195	
120	豊岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	201	
121	令和 7 年度豊岡市一般会計補正予算（第 6 号）	205	
122	令和 7 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）	283	
123	令和 7 年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	299	
124	令和 7 年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	313	
125	令和 7 年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）	331	
126	令和 7 年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）	345	
127	令和 7 年度豊岡市水道事業会計補正予算（第 3 号）	359	
128	令和 7 年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	371	
追加予定	豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		

報告第17号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 損害賠償の額を定めることについて

專決第 9 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年11月10日専決

豊岡市長 門 間 雄 司

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和7年7月30日（水）午後9時頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市日高町観音寺
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	83,600円
事故の概要	日高消防団団員が日高町観音寺の一般建物火災における残火処理で消防団車両を移動中、前方から来た対向車とすれちがうため、車両を左側に寄せて前進した際、車両荷台の左上部とカーポートが接触し損害をあたえたもの。 （過失割合 豊岡市10割）

専決第10号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年11月14日専決

豊岡市長 門 間 雄 司

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和7年9月28日（日）午後1時45分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市日高町栗山 [REDACTED] [REDACTED]
相手方の 住所氏名	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	299,200円
事故の概要	福祉施設において消防訓練の立会い指導を行っていた消防職員が、誤ってスプリンクラー設備を作動させたため、テーブル1台及び椅子6脚に水損害を与えたとともに、作動したスプリンクラーヘッド1個の交換が必要となったもの。（過失割合 豊岡市10割）

報告第18号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

損害賠償の額を定めることについて

専決第11号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年11月14日専決

豊岡市長 門 間 雄 司

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和7年9月9日（火）午後3時50分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所本庁舎北駐車場内
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	576,718円
事故の概要	豊岡市役所本庁舎北駐車場内において、幼児育成課職員が公用車を停車しようとした際に、アクセルとブレーキを踏み間違え、駐車中の相手方車両後方に衝突し、損害をあたえたもの。（過失割合 豊岡市 10 割）

報告第19号

株式会社北前館第34期の決算及び第35期の事業計画に関する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

決算等の状況の報告

株式会社 北 前 館

株式会社北前館 第34期営業報告

1 事業の概要と成果

今期は、梅雨明けが早く7月は前期を上回る売上でしたが、盆前に天候不良が続き8月の売上は前期を大きく下回ったことから、年間総売上額は52,529千円、前期対比で99.7%となりました。

温泉部門は、露天風呂からレジオネラ属菌が検出され、9月12日から期末まで休業したこともあり、売上額は18,778千円、前期対比91.2%にとどまりました。

特産品部門は、週2回の農産物販売が好評で定着してきましたが、入浴客の減少もあり売上額が伸びず7,526千円、前期対比96.4%でした。

駐車場部門は、期間を海開きの日から8月24日まで営業しました。7月は好調でしたが8月が伸び悩み、売上額は10,026千円、前期対比86.7%にとどまりました。

アクティビティ部門では、新たな事業として海上アスレチックを7,645千円で購入し、これまでラグーンを運営されてきた但馬東洋珈琲株式会社に貸し付けをし、賃貸料として3,047千円収入しました。売上額はジオカヌーを含め4,233千円、前期対比327.5%と大幅に増加しました。

レストラン部門は、7月と8月の2カ月間、地元のカフェクレーに営業を委託しました。多くの利用者で賑わい、売上額は1,025千円、前期対比173.3%となりました。

今期の総売上額は52,529千円で前期対比99.7%でしたがレジオネラ属菌対策費用などで経常損失は656千円となり、税引き後の当期純損失は867千円となりました。

今後とも更なる経営改善及び利便性向上に向けて努めて参りますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、第34期の営業報告とさせていただきます。

2 売上状況

(単位：千円)

部 門	温 泉	特産品店	業務受託	駐車場	アクティビティ	その他	合 計
売上高	18,778	7,526	9,671	10,026	4,233	2,295	52,529

3 営業成績及び財産状況の推移

(単位：千円、一株当たり当期利益のみ円)

区 分	第 30 期 令和 3 年 9 月	第 31 期 令和 4 年 9 月	第 32 期 令和 5 年 9 月	第 33 期 令和 6 年 9 月	第 34 期 令和 7 年 9 月
売 上 高	40,370	47,253	49,834	52,663	52,529
経 常 利 益	△2,433	786	1,352	646	△656
当 期 利 益	△2,642	575	1,141	436	△867
一株当たり当期利益	△5,285	1,151	2,283	872	△1,734
総 資 産	62,773	62,022	39,572	45,511	37,992
純 資 産	△20,784	△20,209	△19,067	△18,631	△19,498

4 会社概要

- (1) 商 号 株式会社北前館
- (2) 本 店 兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12
- (3) 成立年月日 平成 3 年 10 月 7 日
- (4) 事 業
 - ア 温泉浴場施設の管理運営に関する事業
 - イ 特産品の開発及び加工並びに販売に関する事業
 - ウ 公共施設の維持管理に関する事業
 - エ 駐車場の管理運営に関する事業
 - オ 飲食物、日用品等の販売に関する事業
 - カ 温泉の配湯に関する事業
 - キ 公共的団体の事務局に関する事業
 - ク 山陰海岸ジオパークのガイドに関する事業
 - ケ 前各号に付帯又は関連する一切の事業
- (5) 発 行 株 式
 - ア 発行済株式の総数 500 株
 - イ 発行価格 1 株当たり 50,000 円
 - ウ 当期末株主数 129 人
- (6) 資本金の額 2,500 万円

5 社 員

(単位：人)

区 分	社 員	パート・アルバイト	合 計
前期末 令和6年9月30日	3	3	6
当期末 令和7年9月30日	3	3	6
増 減	0	0	0

6 取締役及び監査役

役 職 名	氏 名	備 考
代表取締役	太田垣 健 作	
取 締 役	宮 嶋 俊 夫	
取 締 役	岩 井 美 晴	
取 締 役	濱 松 淳	
取 締 役	藤 原 誠	
取 締 役	福 井 正 幸	
監 査 役	服 部 恵 山	

決 算 報 告 書

第 34 期

自 令和 6 年 10 月 1 日

至 令和 7 年 9 月 30 日

株式会社 北前館
兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12

貸 借 対 照 表

株式会社 北前館

令和 7 年 9 月 30 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
			円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(26, 168, 344)	流動負債	(12, 602, 918)
現金・預金	24, 611, 084	買掛金	171, 002
売掛金	653, 290	1年以内返済長期借入金	6, 048, 000
棚卸資産	789, 560	未払金	3, 361, 323
前払費用	121, 450	リース未払金	2, 068, 440
仮払金	25, 257	未払法人税等	211, 000
貸倒引当金	△32, 297	未払消費税等	588, 000
		預り金	155, 153
固定資産	(11, 824, 052)		
有形固定資産	(11, 608, 285)		(44, 888, 000)
建物	1, 714, 317	固定負債	44, 888, 000
構築物	14, 315	長期借入金	
工具・器具・備品	7, 392, 835	負債の部計	57, 490, 918
車両運搬具	1		
一括償却資産	418, 377	(純資産の部)	
リース資産	2, 068, 440	株主資本	(△19, 498, 522)
		資本金	25, 000, 000
無形固定資産	(202, 767)	利益剰余金	(△44, 498, 522)
		利益準備金	800, 000
投資その他資産	(13, 000)	その他利益剰余金	(△45, 298, 522)
出資金	13, 000	繰越利益剰余金	△45, 298, 522
		(うち当期純利益)	(△867, 246)
		純資産の部計	△19, 498, 522
資産の部計	37, 992, 396	負債・純資産の部計	37, 992, 396

損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 6 年 10 月 1 日

至 令和 7 年 9 月 30 日

科 目	金 額	
【売上高】		円
温泉浴場	18,778,400	52,529,960
特産品店	7,526,791	
受託料	9,671,000	
駐車料	10,026,000	
アクティビティ	4,233,115	
その他	2,294,654	
【売上原価】		5,432,897
期首棚卸高	379,134	5,432,897
仕入高	5,365,231	
合計	5,744,365	
期末棚卸高	311,468	
売上総利益		47,097,063
【販売費及び一般管理費】		47,230,396
営業損失		133,333
【営業外収益】		21,336
受取利息	20,936	21,336
受取配当金	400	
【営業外費用】		544,249
支払利息	544,249	544,249
経常損失		656,246
【特別利益】		0
【特別損失】		0
税引前当期純損失		656,246
法人税等充当額		211,000
当期純損失		867,246

販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和6年10月1日

至 令和7年9月30日

科 目	金 額	円
給 与 ・ 手 当	15,093,610	
広 告 宣 伝 費	377,352	
発 送 配 達 費	2,992	
役 員 報 酬	560,000	
法 定 福 利 費	1,395,183	
福 利 厚 生 費	80,763	
減 価 償 却 費	1,719,692	
賃 借 料	402,632	
修 繕 費	1,980,878	
事務用消耗品費	107,479	
通 信 交 通 費	983,689	
水 道 光 熱 費	15,272,144	
租 税 公 課	1,583,600	
会 費 負 担 金	505,800	
接 待 交 際 費	5,767	
保 険 料	459,476	
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,507,661	
支 払 手 数 料	3,603,452	
車 両 関 係 費	157,529	
リ ー ス 料	526,416	
貸 倒 償 却	3,000	
雑 費	901,281	
合 計		47,230,396

棚卸資産の計算内訳

株式会社 北前館

令和7年9月30日現在

科 目	金 額	円
商 品	311,468	
貯 蔵 品	478,092	
合 計		789,560

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 6年10月1日

至 令和 7年9月30日

(単位：円)

	株主資本							評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金					
当期首残高	25,000,000			800,000	△44,431,276		△18,631,276			△18,631,276
当期変動額										
剰余金の内訳科目間の振替										
剰余金の配当										
当期純損失					△867,246		△867,246			△867,246
当期変動額合計					△867,246		△867,246			△867,246
当期末残高	25,000,000			800,000	△45,298,522		△19,498,522			△19,498,522

	利益剰余金の内訳				
	利益準備金	退職給付 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	800,000			△44,431,276	△43,631,276
当期変動額					
剰余金の内訳科目間の振替					
剰余金の配当					
当期純損失				△867,246	△867,246
当期変動額合計				△867,246	△867,246
当期末残高	800,000			△45,298,522	△44,498,522

個 別 注 記 表

株式会社 北前館

自 令和 6 年 10 月 1 日

至 令和 7 年 9 月 30 日

- 1 この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法を採用しています。
 - (2) 固定資産の減価償却方法
 - ア リース資産
定額法を採用しています。
 - イ 有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用しています。
なお、一括償却資産については、3 年均等償却を採用しています。
 - ウ 無形固定資産
定額法又は旧定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ア 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込み額を計上しています。
 - (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。
- 3 貸借対照表等に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,519,286 円
- 4 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済株式総数 500 株
- 5 一株当たり情報に関する注記
 - (1) 一株当たり純資産額は、△38,997.04 円です。
 - (2) 一株当たり当期純損失は、1,734.49 円です。

監 査 報 告 書

1 監査対象期間（第34期）

自 令和6年10月1日
至 令和7年9月30日

2 監査概要

私監査役は、株式会社北前館の第34期の営業年度における経営状況について、令和7年10月17日代表取締役太田垣健作より提出された貸借対照表、損益計算書及び収支証拠書類、並びにこれらに付帯する関係補助簿について照合精査いたしました。なお、この度の監査において監査場所は竹野北前館、監査立会人は、代表取締役太田垣健作でした。

3 監査結果

- (1) 会計全般にわたり、関係帳簿と照合精査した結果、会計帳簿の記載金額と一致し、財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、株式会社北前館の会計状況を正しく表示していると認めます。
- (2) 取締役の職務遂行に関する不正行為、又は定款に違反する事実はないと認めます。

4 監査意見

私監査役は、毎月の取締役会に出席し取締役による経営検討執行状況を確認するほか、日頃より従業員の勤務状況等も注視してきました。

今年度は大阪・関西万博や夏の猛暑、酷暑の影響もあり、但馬各所の観光地でも観光客の入込数が伸び悩んだ傾向にあります。また原油、水道光熱費等は高値で推移し、大変厳しい経営となりました。

レストランでは夏季の2か月間、また9月より週末の出店をいただいている地元人気カフェクークーの出店により人の賑わいを取り戻すことができていました。

温泉部門については、ポイントカードや風呂の日の設定など、販売にも工夫を施され、併せて7月末までの好天にも恵まれ、多くの来館者で賑わうことに繋がりましたが、お盆前の天候不良や9月に発生した「レジオネラ属菌」検出による営業停止については、起きてはならない事故の発生と位置づけるとともに、今後の再発防止策をマニュアル化し、信頼回復に努めていただきたいと強く願います。

このようなことから、特産品売上も含め前期を下回る結果でしたが、特に温泉、駐車場部門での売上が前期を大きく下回る結果となり、総売上額は前期の99.7%に留まる結果となりました。

今後も引き続き物価高騰などにより、厳しい経営環境が続くものと見込まれますが、株主や地域の皆様のご理解とご支援を賜りながら、取締役および従業員一同が再び一丸となって、企業価値の向上と持続的な成長に向けて邁進されることを心より期待申し上げます。

令和7年10月17日

監査役 服 部 恵 山

株式会社 北 前 館
代表取締役 太田垣 健 作 殿

株式会社北前館第35期事業計画及び収支計画

1 事業計画

感染症予防対策などを徹底しながら、着実な収益向上を目指して役員、職員一丸となって各部門の事業を展開してまいります。

温泉部門は、早期に営業が再開できるよう市役所に要望するとともに、温泉水の安全管理に万全を期すよう衛生管理マニュアルを徹底し、気持ちよく入浴していただけるよう設備の維持管理に努めます。ポイントカードや風呂の日も継続してまいります。加えて日頃のご愛顧に感謝するため入浴料を半額にする取り組みやカニスキシーズンには曜日を定めて営業時間を延長します。

特産品部門は、引き続き地元農産物を週2回販売します。また、販売商品を見直し、買い物をしやすいレイアウトを検討します。

アクティビティ部門は、引き続き海上アスレチック事業に関わり、売り上げの確保を図ります。また、ジオカヌーではインストラクターのスキルアップを図り安全基準を遵守して実施できるよう努めます。サイクリング事業は、城崎温泉と連携し、訪日外国人の利用拡大を図ります。

レストラン部門では前期に引き続き、海水浴シーズンを中心に営業を委託し、お客様のニーズに応えるとともに閑散期には引き続きチャレンジショップとして利用いただくこととします。

また2階、3階の会議室は、使用料を使いやすい単価にしました。フィットネスで利用したいとの声もありますので今後、検討します。

訪日外国人等の新たなお客様の利便性を図るとともに、「かぜまちミュージアム」を有効活用して北前船文化の伝承やジオパークの普及を図り、竹野地域の魅力発信の中核施設としての機能を果たしてまいります。

今後ともこの北前館が竹野地域の交流人の核施設となるよう運営して参りますので、株主の皆様を初め、地域の皆様にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

予 定 損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 7 年 10 月 1 日

至 令和 8 年 9 月 30 日

科 目	金 額	
(営業損益の部)		千円
【売 上 高】		57,000
温 泉 浴 場	19,000	
特 産 品 店	10,000	
受 託 料	9,700	
駐 車 料	9,500	
ア ク テ ィ ビ テ ィ	6,000	
そ の 他	2,800	
【売 上 原 価】		6,500
期 首 棚 卸 高	311	
仕 入 高	6,689	
合 計	7,000	
期 末 棚 卸 高	500	
売 上 総 利 益		50,500
【販売費及び一般管理費】		47,951
営 業 利 益		2,549
(営業外損益の部)		
【営 業 外 収 益】		3
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	1	
雑 収 入	1	
【営 業 外 費 用】		552
支 払 利 息	552	
経 常 利 益		2,000

販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和 7 年 10 月 1 日

至 令和 8 年 9 月 30 日

科 目	金 額	
		千円
給 与 ・ 手 当	15,770	
広 告 宣 伝 費	320	
発 送 配 達 費	50	
役 員 報 酬	840	
法 定 福 利 費	1,400	
福 利 厚 生 費	180	
減 価 償 却 費	3,500	
賃 借 料	415	
修 繕 費	500	
事 務 用 消 耗 品 費	90	
通 信 交 通 費	1,070	
水 道 光 熱 費	14,550	
租 税 公 課	2,000	
会 費 負 担 金	600	
接 待 交 際 費	100	
保 険 料	570	
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,300	
支 払 手 数 料	3,540	
車 両 関 係 費	100	
リ ー ス 料	354	
雑 費	702	
合 計		47,951

第92号議案

財産の無償貸付について

次の財産を無償にて貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

1 無償貸付する財産

- (1) 財産の種類 旧港西小学校の建物等
- (2) 所 在 兵庫県豊岡市瀬戸57番地
- (3) 建物の概要

No.	旧用途	構造	延床面積	建築年次
①	校舎（普通特別教室棟、管理・特別教室棟）	鉄筋コンクリート造、3階建	3,358.00㎡	昭和55年
②	校舎（幼稚園棟）	鉄筋コンクリート造、地上2階・地下1階建	645.80㎡	昭和57年
③	体育館	鉄筋コンクリート造、2階建	956.00㎡	平成11年
④	プール専用付属室	鉄骨造、平家建	24.00㎡	平成11年
計			4,983.80㎡	

- (4) そ の 他 その他の旧港西小学校の施設に附属する設備及び物品

2 理由

上記の財産を無償で貸し付けることにより、旧港西小学校全体の有効活用を促進し、もって地域の活性化を図るため。

3 貸付期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

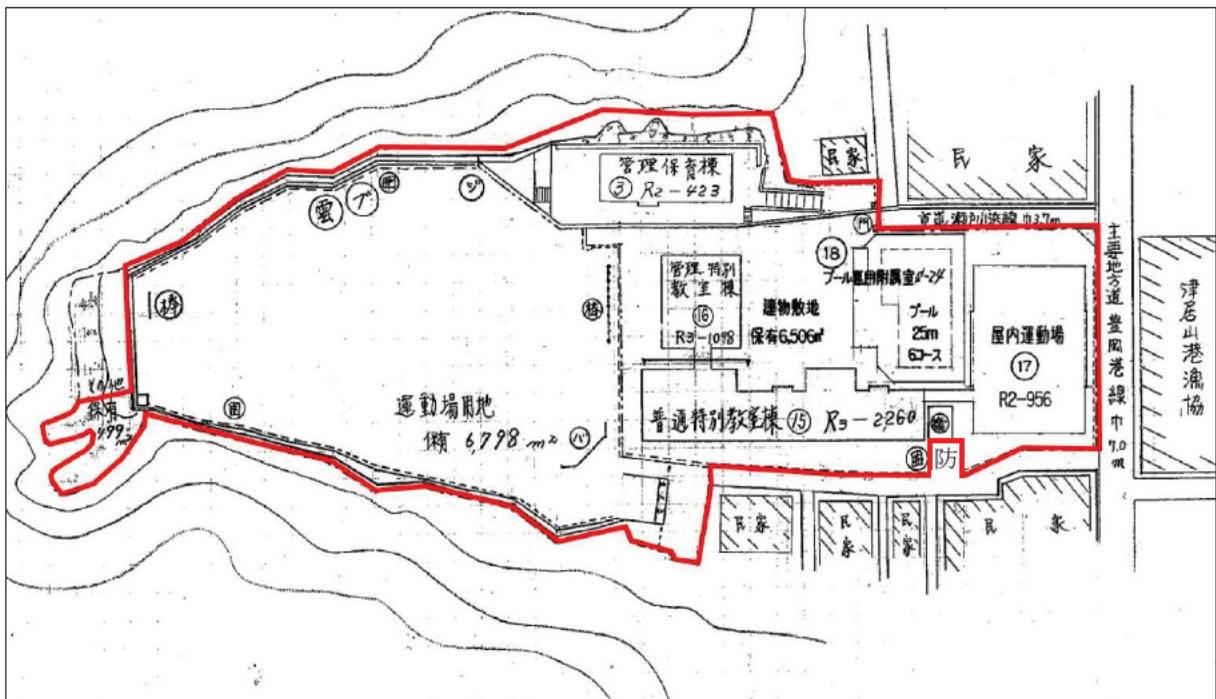
4 貸付の相手方

大阪府和泉市黒鳥町一丁目3番64号
有限会社ティー・エヌ・プラン
代表取締役 山本 睦代

位置図



建物配置図



第93号議案

財産の無償譲渡について

次の財産を無償にて譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

1 無償譲渡する財産

(1) 所在

豊岡市日高町栗栖野字皺ヶ野59番192、豊岡市日高町名色字シワガノ89番1

(2) 建物

種 類	構 造	延床面積
管理棟	木造メッキ鋼板葺	242.46㎡
炊事場	木造メッキ鋼板葺	15.84㎡
炊事棟（2棟）	鉄筋コンクリート造 メッキ鋼板葺	20.00㎡（1棟あたり）
便所（2棟）	鉄筋コンクリート造 メッキ鋼板葺	40.00㎡（1棟あたり）

(3) その他

附属する設備及び物品

2 理由

財産を無償譲渡することで、施設を有効に活用し、地域の自然環境や観光資源を活かした滞在型観光の推進を図るとともに、交流人口の拡大を通じて、地域経済の活性化を図るため。

3 譲渡の相手方

兵庫県豊岡市日高町栗栖野60番地

アドバンス株式会社

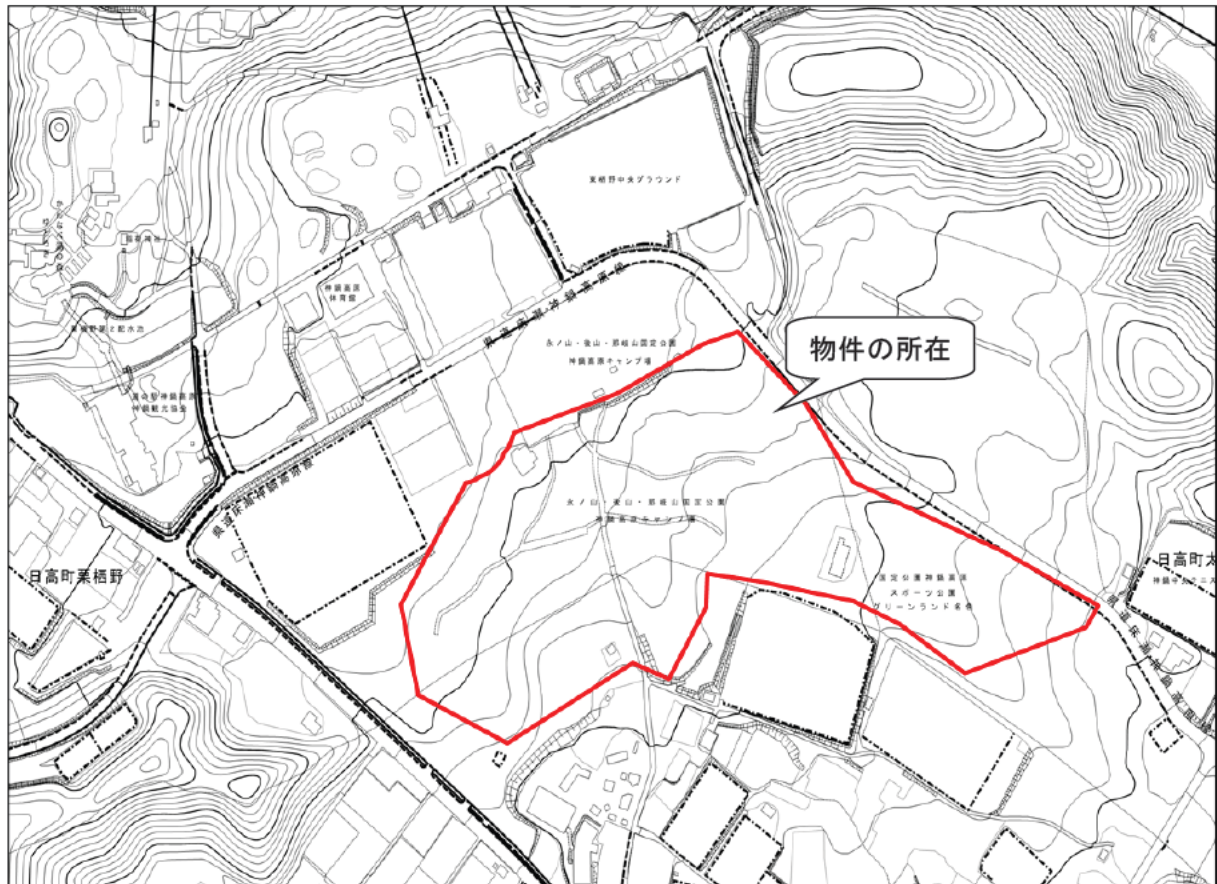
代表取締役 池田 俊介

[参考資料]

1 施設の概要

- (1) 名称 神鍋高原観光施設（令和8年3月末廃止）
- (2) 竣工 昭和50年4月
- (3) 用途 管理棟、炊事棟、便所

2 位置図



第94号議案

財産の無償貸付について

次の財産を無償にて貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

1 無償貸付する財産

(1) 建物

所在 豊岡市日高町羽尻1510番地

種 類	構 造	延床面積
湯の原館（温泉施設）	鉄骨造平家建	441.80㎡
湯の原館（交流室）	木造平家建	62.76㎡
管理棟	木造平家建	150.00㎡
サニタリー棟（2棟）	木造平家建	116.90㎡（1棟あたり）
5人用コテージ（10棟）	木造2階建	52.41㎡（1棟あたり）
5人用コテージ（2棟）	木造2階建	52.99㎡（1棟あたり）
10人用コテージ	木造2階建	98.95㎡
バーベキュー棟	木造平家建	55.77㎡

(2) 土地

所 在	地 番	公簿面積
兵庫県豊岡市日高町羽尻字スゲ田	1495番	323.00㎡
兵庫県豊岡市日高町羽尻字堂ヶ平	1498番	1,223.00㎡
	1499番	1,272.00㎡
	1500番	1,381.00㎡
	1501番	869.00㎡
兵庫県豊岡市日高町羽尻字湯ノ原	1502番	1,441.00㎡
	1503番	700.00㎡
	1504番	1,818.00㎡

兵庫県豊岡市日高町羽尻字湯ノ原	1505番	433.00㎡
	1506番	1,018.00㎡
	1507番	1,639.00㎡
	1508番	740.00㎡
	1509番	714.00㎡
	1510番	1,510.00㎡
	1511番	1,510.00㎡
	1512番	651.00㎡
	1513番	1,011.00㎡
	1516番	1,494.00㎡
	1517番	720.00㎡
	1518番	862.00㎡
	1519番	185.00㎡
	1520番1	680.00㎡
	1520番2	297.00㎡
	1522番	604.00㎡
	1523番	519.00㎡
	1524番	654.00㎡
	1525番	522.00㎡
	1526番	1,299.00㎡
	1527番	571.00㎡
	1528番	231.00㎡
	1529番	489.00㎡
	1529番1	69.00㎡
	1530番	221.00㎡
	1531番	254.00㎡
	1532番	1,652.00㎡
	1533番	327.00㎡
計		29,903.00㎡

(3) その他

附属する設備及び物品

2 理由

財産を無償で貸し付けることで、施設を有効に活用し、地域の自然環境を活かした滞在型観光の推進を図るとともに、交流人口の拡大を通じて、地域経済の活性化を図るため。

3 貸付期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

4 貸付の相手方

兵庫県豊岡市日高町栗栖野60番地

アドバンス株式会社

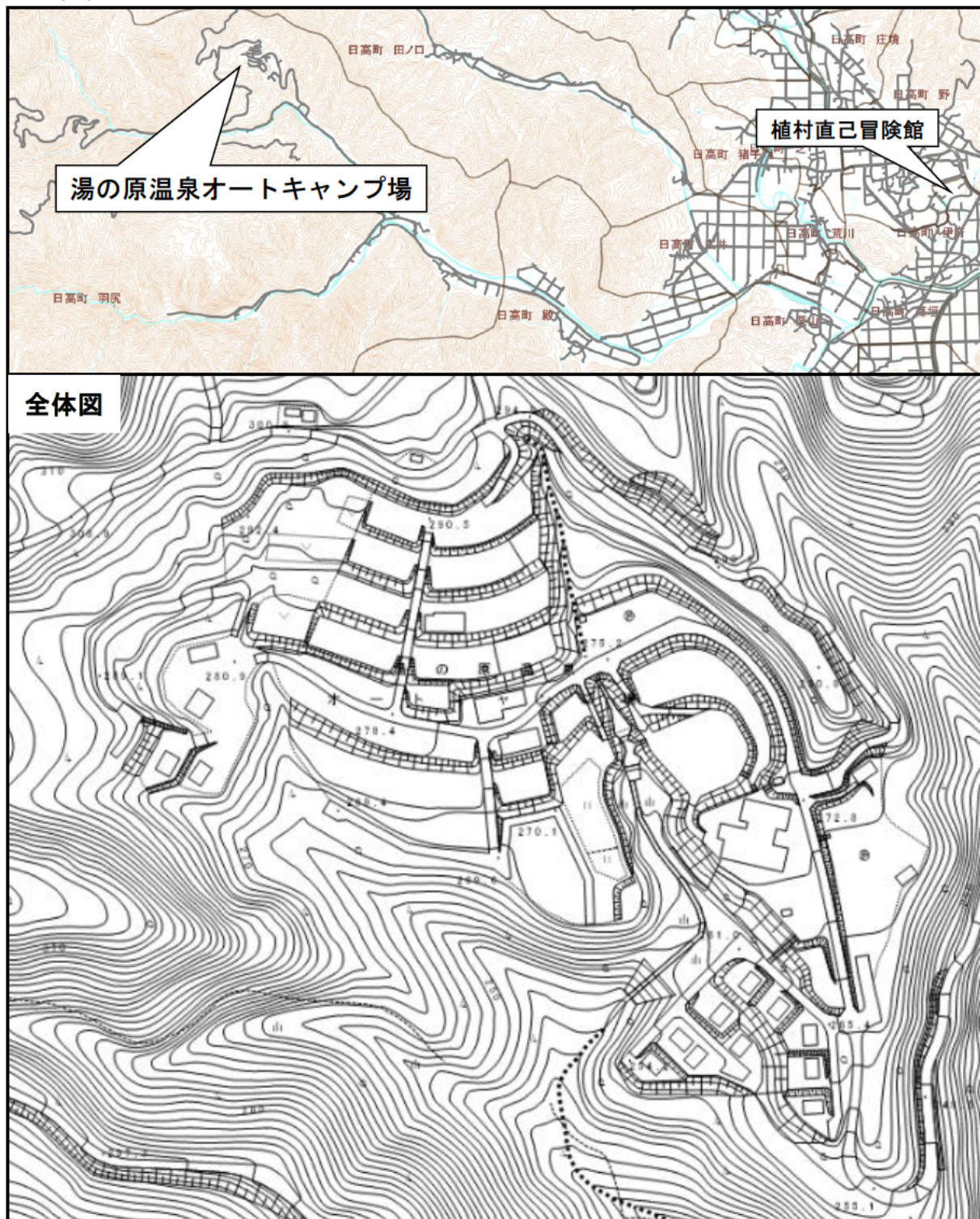
代表取締役 池田 俊介

[参考資料]

1 施設の概要

- (1) 名称 湯の原温泉オートキャンプ場（令和8年3月末廃止）
- (2) 竣工 平成10年7月
- (3) 用途 温泉施設・交流室、キャンプサイト、コテージ、バーベキュー棟

2 位置図



第95号議案

事業契約の変更契約の締結について

令和7年3月27日に議決のあった第7号議案にかかる事業契約について、下記のとおり変更契約を締結する。よって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 植村直己冒険館機能強化改修運営事業 |
| 2 契約の金額 | 1,481,793,285 円
(前契約金額 1,452,020,999 円) |
| 3 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市日高町栗栖野 60 番地
豊岡冒険館株式会社
代表取締役 池田 俊介 |

[参考資料]

植村直己冒険館機能強化改修運営事業契約変更の概要

1 変更の対象となる事業契約の内容

冒険館の運営・維持管理に係るサービス対価

2 変更の内容

ア 趣旨

事業契約に基づき、前回改定計算時（令和 6 年度）から 3 %を超える物価変動があった場合に、サービス対価（契約金額）を変更する。

イ 計算式

$$P = \alpha \times P_0$$

P : 改定計算時の翌年度の改定後の支払額

P₀ : 改定計算時の翌年度の改定前の支払額

α : 改定率

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値(令和 6 年度)}}{\text{前回改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値(令和 5 年度)}} \\ &= \frac{110.9916}{105.4727} = 1.0523 \end{aligned}$$

→計算の結果、改定率が1.0523（5.23%）となり、3 %を超えるため、改定前金額に1.0523を乗じた金額を令和 8 年度以降のサービス対価とする。

第96号議案

豊岡市立豊岡市民プラザの指定管理者の指定期間変更について

令和2年12月23日に議決のあった第145号議案にかかる豊岡市立豊岡市民プラザの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立豊岡市民プラザ
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人 コミュニティアートセンタープラッツ
- 3 指定の期間 変更前 令和3年4月1日から令和8年3月31日
変更後 令和3年4月1日から令和9年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立豊岡市民プラザ

(2) 所在地

豊岡市大手町4番5号

(3) 設置目的

市民の学習、まちづくり、文化などの活動を支援するとともに、それぞれの活動を通じた交流を促進し、こころ豊かな生活の増進と参画と協働による活力あるまちづくりの促進を図る。

(4) 施設概要

竣工 平成16年3月

建物概要 構造 鉄筋コンクリート造

延床面積 1,853.48 m²

主な施設 多目的ホール「ほっとステージ」(484 m²)※内舞台部分(180 m²)

楽屋(38 m²) 2部屋 練習室(95 m²) 3部屋

リハーサル室(105 m²) 1部屋 市民活動室(198 m²) 4部屋

交流サロン(250 m²) その他附属設備 1式

2 管理業務の内容

- (1) 市民の平等な利用を確保し、公平公正な施設の運営に努める。
- (2) 市民の文化芸術の向上と福祉の増進に寄与する自主事業を積極的に行う。
- (3) 各種市民活動を支援するため、中間支援機能の役割を果たす。
- (4) 施設の適切な維持管理に努める。
- (5) 市民や利用者の意見を管理運営に反映させる。
- (6) 統括責任者を配置し、効率的な運営を行う。
- (7) 住民サービスの向上に努める。
- (8) 個人情報保護に努める。
- (9) 関係法令を遵守し、利用者の安全を確保する。

3 団体等の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 コミュニティアートセンタープラッツ

(略称) NPO法人 プラッツ

(2) 所在地

豊岡市大手町4番5号

(3) 代表者の氏名

代表理事 三笠 孔子

(4) 設立年月日

平成 23 年 2 月 28 日

(5) 職員・従業員数

役員 8 名、スタッフ 8 名

(6) 主な事業又は活動

- ・ 市民プラザの管理並びに運営を行う事業
- ・ 市民の文化芸術創造活動の育成を図る事業
- ・ N P O 団体等の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動

第97号議案

豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について

令和6年12月25日に議決のあった第93号議案にかかる豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東健康福祉センター |
| 2 指定管理者 | 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 変更前 平成31年4月1日から令和8年3月31日
変更後 平成31年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東健康福祉センター

(2) 所在地

豊岡市但東町出合 433 番地の 1

(3) 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

(4) 施設概要

竣工 平成 15 年 1 月

構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

延床面積 3,178.14 m²

施設内容 トレーニング室、給食調理室、交流促進室、研修室、農林産品
製作室、ボランティア推進室、事務室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、公益社団法人豊岡市シル
バー人材センター、特定非営利活動法人セルフサポートいずし、
但東町高年クラブ連合会

2 管理業務の内容

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町23番 6 号

(3) 代表者の氏名

理事長 森田 敏幸

(4) 設立年月日

平成18年 4 月 3 日

(5) 職員・従業員数

271人（令和 7 年10月 1 日現在）

(6) 主な事業又は活動

- ・ 社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福祉
相談事業、ボランティア活動

- ・地域包括支援センター及び総合相談・生活支援センターの運営

第98号議案

豊岡市立市営住宅赤野団地集会所の指定管理者の指定について

豊岡市立市営住宅赤野団地集会所の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立市営住宅赤野団地集会所 |
| 2 団体等の名称 | 赤野区 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立市営住宅赤野団地集会所

(2) 所在地

豊岡市但東町中山197番地の4

(3) 設置目的

但東町赤野区内の住民相互の連絡、親睦行事、区域内の環境整備、集会施設
その他共有財産の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する。

(4) 施設概要

竣工 平成14年12月

建物概要 木造平屋建、延床面積 82㎡

施設内容 和室－1、和室－2、調理室等

2 管理業務の内容

(1) 集会施設の使用及びその制限に関する業務

(2) 集会施設の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

赤野区

(2) 所在地

豊岡市但東町中山465番地の2

(3) 代表者の氏名

赤野区長 上田 恭三

(4) 世帯数

99世帯

(5) 主な事業又は活動

赤野区の自治会運営全般

第99号議案

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の指定管理者の指定期間変更について

令和5年12月26日に議決のあった第124号議案にかかる豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館 |
| 2 | 指定管理者 | 一般社団法人 城崎温泉観光協会 |
| 3 | 指定の期間 | 変更前 平成31年4月1日から令和8年3月31日
変更後 平成31年4月1日から令和10年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島 376 番地の 1

(3) 設置目的

城崎温泉の伝統工芸である麦わら細工に関する市民の知識の向上に資するとともに、人と人とのふれあいによる交流を図り、もって麦わら細工産業と市の活性化に寄与する。

(4) 施設概要 平成 16 年 11 月竣工

建物概要 木造 2 階建て、延床面積 91.72 m²

施設内容 展示室、倉庫、トイレ

2 管理業務の内容

(1) 麦わら細工に関する実物、文献、図書、図表、写真等の収集、保管及び展示に関する業務

(2) 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の入館及び特別観覧並びにそれらの制限に関する業務

(3) 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

一般社団法人 城崎温泉観光協会

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島 78 番地

(3) 代表者の氏名

代表理事 高宮 浩之

(4) 設立年月日

令和 5 年 6 月 16 日

(5) 職員数又は会員数（構成団体）

43 名（役員 39 名、職員 4 名）

(6) 主な事業又は活動

ア 諸官公庁、豊岡市商工会及び各加盟団体間の緊密な連絡のもとに共同して、観光事業活動の充実及び振興を図り、城崎地域の発展向上に寄与することを目的としている。

- イ 観光宣伝、観光客に対するサービス向上等についての諸策、自然環境の保護保全及び城崎地域の浄化・美化活動等の事業を実施している。
- ウ 平成 16 年 11 月から同館の管理運営を受託している。

第100号議案

豊岡市立竹貫区コミュニティセンターの指定管理者の指定期間変更について

令和2年12月23日に議決のあった第153号議案にかかる豊岡市立竹貫区コミュニティセンターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 豊岡市立竹貫区コミュニティセンター |
| 2 | 指定管理者 | 竹貫区 |
| 3 | 指定の期間 | 変更前 令和3年4月1日から令和8年3月31日
変更後 令和3年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立竹貫区コミュニティセンター

(2) 所在地

豊岡市日高町竹貫 313 番地

(3) 設置目的

地域住民の福祉の向上及び交流を図ることにより、地域の活性化を推進する。

(4) 施設概要 平成 14 年 11 月竣工

ア 建物概要 木造・平屋建 195.36 m²

イ 主な施設 大会議室、小会議室、調理室、倉庫

2 管理業務の内容

(1) コミュニティセンターの使用及びその制限に関する業務

(2) コミュニティセンターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

竹貫区

(2) 所在地

豊岡市日高町竹貫 313 番地

(3) 代表者の氏名

区長 米田 千明

(4) 職員数又は会員数

41 世帯

(5) 主な事業又は活動

竹貫区の自治会運営全般

第101号議案

豊岡市立室見会館の指定管理者の指定について

豊岡市立室見会館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立室見会館 |
| 2 団体等の名称 | 細見区 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立室見会館

(2) 所在地

豊岡市出石町細見845番地

(3) 設置目的

地域住民の福祉の向上及び交流を図ることにより、地域の活性化を推進する。

2 管理業務の内容

(1) 集会施設の使用及びその制限に関する業務

(2) 集会施設の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

細見区

(2) 所在地

豊岡市出石町細見830番地

(3) 代表者の氏名

区長 福岡 有三

(4) 世帯数

99世帯

(5) 主な事業又は活動

細見区の自治会運営全般

第102号議案

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設 |
| 2 団体等の名称 | 赤花そばの郷農事組合法人 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設

(2) 所在地

豊岡市但東町赤花 163 番地の 1

(3) 設置目的

市の特産物振興を通して農業の活性化を図る

(4) 建物

竣工 平成 12 年 9 月

概要 鉄骨造・平屋建 300.32 m²

主な施設 作業室、ガラス温室、操作室、製粉室

2 管理業務の内容

(1) 赤花そばの乾燥調製及び貯蔵に関する業務

(2) 赤花そばの製粉加工に関する業務

(3) 赤花そばを通した市の農業振興に関する業務

(4) 乾燥調製貯蔵施設の目的を達成するために必要な業務

(5) 乾燥調製貯蔵施設の使用及びその制限に関する業務

(6) 乾燥調製貯蔵施設の維持管理に関する業務

(7) その他、市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

赤花そばの郷農事組合法人

(2) 所在地

豊岡市但東町赤花 159 番地の 1

(3) 代表者の氏名

代表理事 本 田 忠 寛

(4) 設立年月日

平成 29 年 4 月 3 日

(5) 職員数又は会員数

組合員 15 名

(6) 主な事業又は活動

- ・ 農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化
- ・ 在来そば、米の生産及び農産物の処理加工
- ・ 農産物、特産物の販売

- ・活動を通じた地域の活性化

第103号議案

豊岡市立但東地域活性化センターの指定管理者の指定について

豊岡市立但東地域活性化センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東地域活性化センター |
| 2 団体等の名称 | 赤花そばの郷農事組合法人 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立但東地域活性化センター

(2) 所在地

豊岡市但東町赤花 159 番地の 1

(3) 設置目的

地域における農家の就業の場を確保し、地域の活性化を図る

(4) 建物

竣工 平成 3 年 3 月竣工

概要 木造・平屋建 519.06 m²

主な施設 体験室、厨房、倉庫

2 管理業務の内容

- (1) 地域特産物の処理加工に関する業務
- (2) 地域の活性化に関する業務
- (3) 活性化施設の目的を達成するために必要な業務
- (4) 活性化施設の使用及びその制限に関する業務
- (5) 活性化施設の維持管理に関する業務
- (6) その他、市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

赤花そばの郷農事組合法人

(2) 所在地

豊岡市但東町赤花 159 番地の 1

(3) 代表者の氏名

代表理事 本 田 忠 寛

(4) 設立年月日

平成 29 年 4 月 3 日

(5) 職員数又は会員数

組合員 15 名

(6) 主な事業又は活動

- ・ 農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化
- ・ 在来そば、米の生産及び農産物の処理加工
- ・ 農産物、特産物の販売
- ・ 活動を通じた地域の活性化

第104号議案

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

観光文化部にコウノトリ共生部の事務分掌のうち商業、工業及び特産業並びに経済施策に関する事項を移管し、その部の名称を産業経済部とするとともに、その他市長権限の事務を分掌する部及び公室の事務分掌を変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

豊岡市事務分掌条例(平成17年豊岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第9号中「観光文化部」を「産業経済部」に改める。

第2条第1号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 交通施策に関する事項

第2条第5号中「地域づくり施策に関する事項」を「自治会及び地域コミュニティに関する事項」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 空家対策に関する事項

第2条第9号中「観光文化部」を「産業経済部」に改め、同号中ウをオとし、イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 商業、工業及び特産業に関する事項

ウ 経済施策に関する事項

第2条第10号中イ及びウを削り、エをイとし、オをウとし、同条第11号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(豊岡市文化財保護に関する条例の一部改正)

- 2 豊岡市文化財保護に関する条例(平成17年豊岡市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「観光文化部」を「産業経済部」に改める。

(豊岡市空家等対策協議会条例の一部改正)

- 3 豊岡市空家等対策協議会条例(平成29年豊岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市整備部」を「くらし創造部」に改める。

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 観光文化部を産業経済部に改称すること。(第1条関係)
- (2) 分掌事務のうち、交通施策に関する事項を都市整備部から市長公室へ、商業、工業及び特産業に関する事項並びに経済施策に関する事項をコウノトリ共生部から産業経済部へそれぞれ移管するとともに、くらし創造部の分掌事務について、空家対策に関する事項を加え、地域づくり施策に関する事項を自治会及び地域コミュニティに関する事項に改めること。(第2条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 豊岡市文化財保護に関する条例について、所要の規定の整理を行うこと。(附則第2項関係)
- (3) 豊岡市空家等対策協議会条例について、協議会の庶務を担当する部署を都市整備部からくらし創造部へ変更すること。(附則第3項関係)

豊岡市事務分掌条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（部及び公室の設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び公室を設ける。 (1)～(8) 略 (9) <u>観光文化部</u> (10)・(11) 略 （部及び公室の事務分掌） 第2条 前条に規定する部及び公室の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 市長公室 ア～エ 略 <u>オ</u> 略 <u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 (2)～(4) 略 (5) くらし創造部 ア <u>地域づくり施策に関する事項</u> イ 略	（部及び公室の設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び公室を設ける。 (1)～(8) 略 (9) <u>産業経済部</u> (10)・(11) 略 （部及び公室の事務分掌） 第2条 前条に規定する部及び公室の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 市長公室 ア～エ 略 <u>オ 交通施策に関する事項</u> <u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略 (2)～(4) 略 (5) くらし創造部 ア <u>自治会及び地域コミュニティに関する事項</u> イ 略 <u>ウ 空家対策に関する事項</u>

ウ 略

エ 略

オ 略

(6)～(8) 略

(9) 観光文化部

ア 略

イ 略

ウ 略

(10) コウノトリ共生部

ア 略

イ 商業、工業及び特産業に関する事項

ウ 経済施策に関する事項

エ 略

オ 略

(11) 都市整備部

ア・イ 略

ウ 交通施策に関する事項

エ 略

オ 略

カ 略

エ 略

オ 略

カ 略

(6)～(8) 略

(9) 産業経済部

ア 略

イ 商業、工業及び特産業に関する事項

ウ 経済施策に関する事項

エ 略

オ 略

(10) コウノトリ共生部

ア 略

イ 略

ウ 略

(11) 都市整備部

ア・イ 略

ウ 略

エ 略

オ 略

豊岡市文化財保護に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
（会議） 第19条 略 2・3 略 4 審議会の庶務は、<u>観光文化部</u>において処理する。	（会議） 第19条 略 2・3 略 4 審議会の庶務は、<u>産業経済部</u>において処理する。

豊岡市空家等対策協議会条例新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正後（案）
（庶務） 第7条 協議会の庶務は、<u>都市整備部</u>において処理する。	（庶務） 第7条 協議会の庶務は、<u>くらし創造部</u>において処理する。

第105号議案

豊岡市公告式条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

条例の公布等を市ホームページ上の公報に掲載する方法に変更し、規則の公布等に必要な署名及び押印の手続を廃止することにより、市民の利便性の向上等を図るため。

豊岡市公告式条例の一部を改正する条例

豊岡市公告式条例（平成17年豊岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、豊岡市公報（以下この項において「公報」という。）に掲載してこれを行う。ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示して公報への掲載に代えることができる。

第3条から第5条までを次のように改める。

（市長の定める規則の公布）

第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規則の公布について準用する。

（市長の定める規程の公表）

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程で公表を要するものについて準用する。

（その他の規則及び規程の公布等）

第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、市の機関（市長を除く。以下同じ。）の定める規則の公布及び市の機関の定める規程で公表を要するものの公表について準用する。この場合において、同項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第6条中「市の規則」を「市長の定める規則」に改める。

第7条中「第5条第2項」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市公告式条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 条例の公布は、市公報に掲載して行うこととし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示して公報への掲載に代えることができるようにすること。(第2条関係)
- (2) 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならないこととし、条例の公布に係る規定を準用すること。(第3条関係)
- (3) 市長の定める規程の公表について、条例及び規則の公布に係る規定を準用すること。(第4条関係)
- (4) 市長を除く市の機関の定める規則の公布及び同機関の定める規程で公表を要するものの公表について、条例及び規則の公布に係る規定を準用するとともに、必要な読替規定を定めること。(第5条関係)
- (5) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

豊岡市公告式条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（条例の公布） 第2条 略 <u>2 条例は、次に掲げる掲示場に掲示して公布する。</u> <u>(1) 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所掲示場</u> <u>(2) 豊岡市城崎町桃島1057番地の1 城崎振興局掲示場</u> <u>(3) 豊岡市竹野町竹野1585番地の1 竹野振興局掲示場</u> <u>(4) 豊岡市日高町祢布920番地 日高振興局掲示場</u> <u>(5) 豊岡市出石町内町1番地 出石振興局掲示場</u> <u>(6) 豊岡市但東町出合150番地 但東振興局掲示場</u> <u>（規則の公布）</u> <u>第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。</u> <u>（規程の公表）</u> <u>第4条 市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u> <u>2 第2条第2項の規定は、前項の規程の公表について準用する。</u> <u>（その他の規則及び規程の公表）</u> <u>第5条 第2条の規定は、市長を除く市の機関の定める規則の公布について準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u>	（条例の公布） 第2条 略 <u>2 条例の公布は、豊岡市公報（以下この項において「公報」という。）に掲載してこれを行う。ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示して公報への掲載に代えることができる。</u> <u>（市長の定める規則の公布）</u> <u>第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u> <u>2 前条第2項の規定は、前項の規則の公布について準用する。</u> <u>（市長の定める規程の公表）</u> <u>第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程で公表を要するものについて準用する。</u> <u>（その他の規則及び規程の公布等）</u> <u>第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、市の機関（市長を除く。以下同じ。）の定める規則の公布及び市の機関の定める規程で公表を要するものの公表について準用する。この場合において、同項中</u>

2 前条の規定は、市長を除く市の機関の定める規程で公表を要するものの公表について準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。 (規則及び規程の施行期日) 第6条 市の規則 _____ 若しくは規程又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程で特に施行期日を定めることができる。 (告示及び公告に関する準用) 第7条 第4条の規定は市長の発する告示及び公告に、<u>第5条第2項</u>の規定は市の機関の発する告示及び公告に準用する。	<u>「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。</u> (規則及び規程の施行期日) 第6条 <u>市長の定める規則</u>若しくは規程又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程で特に施行期日を定めることができる。 (告示及び公告に関する準用) 第7条 第4条の規定は市長の発する告示及び公告に、<u>第5条</u>の規定は市の機関の発する告示及び公告に準用する。
--	--

第106号議案

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

中竹野地区コミュニティセンターの再整備に伴い、所在地、施設の区分及び使用料を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例

豊岡市地域コミュニティに関する条例（平成28年豊岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 豊岡市立中竹野地区コミュニティセンターの項中「豊岡市竹野町轟1051番地」を「豊岡市竹野町轟5番地の8」に改める。

別表第3 豊岡市立中竹野地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター	会議室1	600円	800円	800円
	会議室2	600円	800円	800円
	会議室3	600円	900円	900円
	調理室	600円	800円	800円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表第3の9の表会議室の項を削り、同表中備考4を削り、備考5を備考4とする。

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

中竹野地区コミュニティセンターの再整備に伴い、その位置を変更するとともに、新たな施設の区分及び使用料を設定すること。（別表第1、別表第3関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例について、中竹野ふるさと館の会議室を廃止することに伴う所要の規定の整理を行うこと。（附則第2項関係）

豊岡市地域コミュニティに関する条例新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表第 1 （第 7 条関係）					別表第 1 （第 7 条関係）				
名称		位置			名称		位置		
豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター ～ 豊岡市立竹野南地区コミュニティセンター		略			豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター ～ 豊岡市立竹野南地区コミュニティセンター		略		
豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター		豊岡市竹野町轟1051番地			豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター		豊岡市竹野町轟 5 番地の 8		
豊岡市立竹野地区コミュニティセンター ～ 豊岡市立高橋地区コミュニティセンター		略			豊岡市立竹野地区コミュニティセンター ～ 豊岡市立高橋地区コミュニティセンター		略		
別表第 3 （第11条、第16条関係）					別表第 3 （第11条、第16条関係）				
センターの名称	区分	使用料			センターの名称	区分	使用料		
		午前 9 時から午後 零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後10時まで			午前 9 時から午後 零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後10時まで
豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター					豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター				

～ 豊岡市立竹野 南地区コミュニ ティセンタ ー	略				～ 豊岡市立竹野 南地区コミュニ ティセンタ ー	略			
豊岡市立中竹	青年研修室	800円	1,100円	1,100円	豊岡市立中竹	会議室1	600円	800円	800円
野地区コミュニ ティセンタ ー	第1研修室（和 室）	500円	600円	600円	野地区コミュニ ティセンタ ー	会議室2	600円	800円	800円
二	第2研修室	1,600円	2,200円	2,200円	二	会議室3	600円	900円	900円
	調理室	900円	1,100円	1,100円		調理室	600円	800円	800円
	集会室	1,300円	1,700円	1,700円					
豊岡市立竹野 地区コミュニ ティセンター ～ 豊岡市立高橋 地区コミュニ ティセンター	略				豊岡市立竹野 地区コミュニ ティセンター ～ 豊岡市立高橋 地区コミュニ ティセンター	略			
備考 略					備考 略				

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行				改正後（案）			
別表第3（第5条、第10条関係）				別表第3（第5条、第10条関係）			
1～8 略				1～8 略			
9 豊岡市立中竹野ふるさと館				9 豊岡市立中竹野ふるさと館			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで		午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
体育館	1,100円	2,100円	3,100円	体育館	1,100円	2,100円	3,100円
会議室	700円	700円	900円				
備考				備考			
1～3 略				1～3 略			
4 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、この表に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割に相当する額を加算する。				4 略			
5 略							
10～16 略				10～16 略			

第107号議案

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

受益者負担の適正化等の観点から、往診又は訪問診療に係る自動車使用料及び診断書等の交付に係る手数料を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「200円」を「300円」に、「2キロメートルを超えるごとに」を「その超える距離2キロメートルまでごとに」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

手数料の種類	文書名	1 通当たりの手数料の額
診断書料	診断書	3,850円
	死亡診断書	3,300円
	生命保険死亡診断書	5,500円
	身体障害者等診断書	5,500円
	年金関係診断書	5,500円
	後遺症診断書	5,500円
	自賠責診断書	5,500円
	その他診断書	5,500円以内で市長が定める額
証明書料	病歴証明書	3,300円
	その他証明書	1,650円
検案書料	死体検案書	5,500円
健康診断書料	健康診断書	2,200円

備考

1 法律等により、診断書料等が定められているものについては、当該金額による。

2 児童、生徒等に係る学校等に提出する診断書料等は、無料とする。

(豊岡市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市立診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「200円」を「300円」に、「2キロメートルを超えるごとに」を「その超える距離2キロメートルまでごとに」に改める。

別表第3中「3,670円」を「3,850円」に、「3,150円」を「3,300円」に、「5,250円」を「5,500円」に、「1,570円」を「1,650円」に、「2,100円」を「2,200円」に改め、同表備考1中「証明書料等」を「診断書料等」に改め、同表備考2中「証

明書、意見書等」を「診断書料等」に改める。

（豊岡市立休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 豊岡市立休日急病診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「1,570円」を「1,650円」に改め、同項第2号中「730円」を「770円」に改める。

（豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成30年豊岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,670円」を「3,850円」に、「3,150円」を「3,300円」に、「5,250円」を「5,500円」に、「1,570円」を「1,650円」に、「2,100円」を「2,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例第6条第4項の規定及び第2条の規定による改正後の豊岡市立診療所の設置及び管理に関する条例第6条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける往診等に係る往診等自動車使用料について適用し、同日前に受けた往診等に係る往診等自動車使用料については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例別表第2の規定、第2条の規定による改正後の豊岡市立診療所の設置及び管理に関する条例別表第3の規定、第3条の規定による改正後の豊岡市立休日急病診療所の設置及び管理に関する条例第3条第3項の規定及び第4条の規定による改正後の豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受ける診断書等の手数料について適用し、同日前に申請を受けた診断書等の手数料については、なお従前の例による。

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 次の条例について、往診等自動車使用料に係る２キロメートル以下の基準額を200円から300円に引き上げること及び診断書等の交付を受けた者が納付する手数料の額を引き上げること。(第１条、第２条関係)

ア 豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例（第６条、別表第２関係）

イ 豊岡市立診療所の設置及び管理に関する条例（第６条、別表第３関係）

- (2) 次の条例について、診断書等の交付を受けた者が納付する手数料の額を引き上げること。(第３条、第４条関係)

ア 豊岡市立休日急病診療所の設置及び管理に関する条例（第３条関係）

イ 豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例（別表第２関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和８年４月１日から施行すること。(附則第１項関係)
- (2) 第１条の規定による改正後の豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例及び第２条の規定による改正後の豊岡市立診療所の設置及び管理に関する条例の往診等に係る自動車使用料の額の規定は、この条例の施行の日以後に受ける往診等に係る自動車使用料について適用し、同日前に受けた往診等に係る自動車使用料については、なお従前の例によること。(附則第２項関係)
- (3) 第１条の規定による改正後の豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例、第２条の規定による改正後の豊岡市立診療所の設置及び管理に関する条例、第３条の規定による改正後の豊岡市立休日急病診療所の設置及び管理に関する条例及び第４条の規定による改正後の豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例の手数料の額の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受ける診断書等の手数料について適用し、同日前に申請を受けた診断書等の手数料については、なお従前の例によること。(附則第３項関係)

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）																																																									
（使用料） 第6条 略 2・3 略 4 往診等自動車使用料の額は、片道の使用距離が2キロメートル以下 の場合は<u>200円</u>とし、当該距離が2キロメートルを超える場合は、<u>200 円に2キロメートルを超えるごとに</u>100円を加算して得た 額とする。 <u>別表第2（第7条関係）</u> <table><tr><th>文書</th><th><u>1 通当たりの手数料の額</u></th></tr><tr><td>診断書</td><td>3,670円</td></tr><tr><td>死亡診断書</td><td>3,150円</td></tr><tr><td>生命保険死亡診断書</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>身体障害者等診断書</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>年金関係診断書</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>後遺症診断書</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>自賠責診断書</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>その他診断書</td><td>5,250円以内で市長が定める額</td></tr><tr><td>病歴証明書</td><td>3,150円</td></tr><tr><td>その他証明書</td><td>1,570円</td></tr><tr><td>死体検案書</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>健康診断書</td><td>2,100円</td></tr></table>	文書	<u>1 通当たりの手数料の額</u>	診断書	3,670円	死亡診断書	3,150円	生命保険死亡診断書	5,250円	身体障害者等診断書	5,250円	年金関係診断書	5,250円	後遺症診断書	5,250円	自賠責診断書	5,250円	その他診断書	5,250円以内で市長が定める額	病歴証明書	3,150円	その他証明書	1,570円	死体検案書	5,250円	健康診断書	2,100円	（使用料） 第6条 略 2・3 略 4 往診等自動車使用料の額は、片道の使用距離が2キロメートル以下 の場合は<u>300円</u>とし、当該距離が2キロメートルを超える場合は、<u>300 円にその超える距離2キロメートルまでごとに</u>100円を加算して得た 額とする。 <u>別表第2（第7条関係）</u> <table><tr><th>手数料の種類</th><th>文書名</th><th><u>1 通当たりの手数料の額</u></th></tr><tr><td rowspan="8">診断書料</td><td>診断書</td><td>3,850円</td></tr><tr><td>死亡診断書</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>生命保険死亡診断書</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>身体障害者等診断書</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>年金関係診断書</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>後遺症診断書</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>自賠責診断書</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>その他診断書</td><td>5,500円以内で市長が定める額</td></tr><tr><td rowspan="2">証明書料</td><td>病歴証明書</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>その他証明書</td><td>1,650円</td></tr><tr><td>検案書料</td><td>死体検案書</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>健康診断書料</td><td>健康診断書</td><td>2,200円</td></tr></table>	手数料の種類	文書名	<u>1 通当たりの手数料の額</u>	診断書料	診断書	3,850円	死亡診断書	3,300円	生命保険死亡診断書	5,500円	身体障害者等診断書	5,500円	年金関係診断書	5,500円	後遺症診断書	5,500円	自賠責診断書	5,500円	その他診断書	5,500円以内で市長が定める額	証明書料	病歴証明書	3,300円	その他証明書	1,650円	検案書料	死体検案書	5,500円	健康診断書料	健康診断書	2,200円
文書	<u>1 通当たりの手数料の額</u>																																																									
診断書	3,670円																																																									
死亡診断書	3,150円																																																									
生命保険死亡診断書	5,250円																																																									
身体障害者等診断書	5,250円																																																									
年金関係診断書	5,250円																																																									
後遺症診断書	5,250円																																																									
自賠責診断書	5,250円																																																									
その他診断書	5,250円以内で市長が定める額																																																									
病歴証明書	3,150円																																																									
その他証明書	1,570円																																																									
死体検案書	5,250円																																																									
健康診断書	2,100円																																																									
手数料の種類	文書名	<u>1 通当たりの手数料の額</u>																																																								
診断書料	診断書	3,850円																																																								
	死亡診断書	3,300円																																																								
	生命保険死亡診断書	5,500円																																																								
	身体障害者等診断書	5,500円																																																								
	年金関係診断書	5,500円																																																								
	後遺症診断書	5,500円																																																								
	自賠責診断書	5,500円																																																								
	その他診断書	5,500円以内で市長が定める額																																																								
証明書料	病歴証明書	3,300円																																																								
	その他証明書	1,650円																																																								
検案書料	死体検案書	5,500円																																																								
健康診断書料	健康診断書	2,200円																																																								

<u>備考</u> <u>1 法令にこの表と異なる定めがある場合については、当該定めによる。</u> <u>2 児童、生徒等が学校等に提出する証明書、意見書等に係る手数料は、徴収しない。</u>	<u>備考</u> <u>1 法律等により、診断書料等が定められているものについては、当該金額による。</u> <u>2 児童、生徒等に係る学校等に提出する診断書料等は、無料とする。</u>
--	--

豊岡市立診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行			改正後（案）		
（使用料）			（使用料）		
第6条 略			第6条 略		
2・3 略			2・3 略		
4 往診等自動車使用料の額は、片道の使用距離が2キロメートル以下 の場合は <u>200円</u> とし、当該距離が2キロメートルを超える場合は、 <u>200</u> <u>円に2キロメートルを超えるごとに</u> 100円を加算して得た 額とする。			4 往診等自動車使用料の額は、片道の使用距離が2キロメートル以下 の場合は <u>300円</u> とし、当該距離が2キロメートルを超える場合は、 <u>300</u> <u>円にその超える距離2キロメートルまでごとに</u> 100円を加算して得た 額とする。		
別表第3（第7条関係）			別表第3（第7条関係）		
手数料の種類	文書名	1 通当たりの手数料の額	手数料の種類	文書名	1 通当たりの手数料の額
診断書料	診断書	<u>3,670円</u>	診断書料	診断書	<u>3,850円</u>
	死亡診断書	<u>3,150円</u>		死亡診断書	<u>3,300円</u>
	生命保険死亡診断書	<u>5,250円</u>		生命保険死亡診断書	<u>5,500円</u>
	身体障害者等診断書	<u>5,250円</u>		身体障害者等診断書	<u>5,500円</u>
	年金関係診断書	<u>5,250円</u>		年金関係診断書	<u>5,500円</u>
	後遺症診断書	<u>5,250円</u>		後遺症診断書	<u>5,500円</u>
	自賠責診断書	<u>5,250円</u>		自賠責診断書	<u>5,500円</u>
	その他診断書	<u>5,250円</u> 以内で市長が定める額		その他診断書	<u>5,500円</u> 以内で市長が定める額
証明書料	病歴証明書	<u>3,150円</u>	証明書料	病歴証明書	<u>3,300円</u>
	その他証明書	<u>1,570円</u>		その他証明書	<u>1,650円</u>
検案書料	死体検案書	<u>5,250円</u>	検案書料	死体検案書	<u>5,500円</u>
健康診断書料	健康診断書	<u>2,100円</u>	健康診断書料	健康診断書	<u>2,200円</u>

備考 1 法律等により、<u>証明書料等</u>が定められているものについては、当該金額による。 2 児童、生徒等に係る学校等に提出する<u>証明書、意見書等</u>は、無料とする。	備考 1 法律等により、<u>診断書料等</u>が定められているものについては、当該金額による。 2 児童、生徒等に係る学校等に提出する<u>診断書料等</u>_____は、無料とする。
--	--

豊岡市立休日急病診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
（使用料及び手数料） 第3条 略 2 略 3 診断書及び証明書の交付を受けた者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。 (1) 診断書 1通につき <u>1,570円</u> (2) 証明書 1通につき <u>730円</u>	（使用料及び手数料） 第3条 略 2 略 3 診断書及び証明書の交付を受けた者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。 (1) 診断書 1通につき <u>1,650円</u> (2) 証明書 1通につき <u>770円</u>

豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行			改正後（案）		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
手数料の種類	文書名	1 通当たりの手数料の額	手数料の種類	文書名	1 通当たりの手数料の額
診断書料	診断書	3,670円	診断書料	診断書	3,850円
	死亡診断書	3,150円		死亡診断書	3,300円
	生命保険死亡診断書	5,250円		生命保険死亡診断書	5,500円
	身体障害者等診断書	5,250円		身体障害者等診断書	5,500円
	年金関係診断書	5,250円		年金関係診断書	5,500円
	後遺症診断書	5,250円		後遺症診断書	5,500円
	自賠責診断書	5,250円		自賠責診断書	5,500円
	その他診断書	5,250円以内で市長が定める額		その他診断書	5,500円以内で市長が定める額
証明書料	病歴証明書	3,150円	証明書料	病歴証明書	3,300円
	その他証明書	1,570円		その他証明書	1,650円
健康診断書料	健康診断書	2,100円	健康診断書料	健康診断書	2,200円
意見書料	意見書	3,150円	意見書料	意見書	3,300円
備考 略			備考 略		

第108号議案

豊岡市立コウノトリ文化館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立コウノトリ文化館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

多目的ホール及び和室を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立コウノトリ文化館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立コウノトリ文化館の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条から第10条までを削る。

第11条第3号中「建物等」を「建物、器具、備品等(第6条において「建物等」という。)」に改め、同条を第4条とし、第12条を第5条とする。

第13条及び第14条を削り、第15条を第6条とし、第16条を第7条とする。

附則第3項中「(以下「指定管理者不在等開始時」という。)」及び「(以下「指定管理者不在等期間」という。)」を削り、「、第5条、第6条、第8条第1項、第9条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項」を「及び第4条」に改める。

附則第4項及び第5項を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市立コウノトリ文化館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

多目的ホール及び和室を廃止するため、所要の規定の整備をすること。(第3条の4から第16条、附則第3項から第5項、別表関係)

2 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

豊岡市立コウノトリ文化館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（開館時間等） 第3条の4 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により使用許可を受けなければならない文化館の施設の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。</u> <u>3 前条第2項の規定は、第1項ただし書の規定による開館時間の変更について準用する。</u> <u>第4条 削除</u> <u>（使用の許可）</u> <u>第5条 文化館の施設（多目的ホール及び和室に限る。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u> <u>2 指定管理者は、前項の許可に文化館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</u> <u>（許可の基準）</u> <u>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</u> <u>(1) 文化館の使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u> <u>(2) 文化館の使用が文化館の建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。</u>	（開館時間等） 第3条の4 略 <u>2 前条第2項の規定は、前項ただし書</u>の規定による開館時間の変更について準用する。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適当であると認めるとき。

2 指定管理者は、文化館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第7条 第5条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備の設置等）

第8条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項及び第6条の規定は、前項の許可について準用する。

（許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。

(3) 使用者が許可に付した条件に違反したとき。

<u>(4) 使用者が詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。</u> <u>(5) 第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u> <u>2 指定管理者は、文化館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</u> <u>(利用料金)</u> <u>第10条 文化館の指定管理者に、文化館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。</u> <u>2 別表に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</u> <u>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。</u> <u>4 指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。</u> <u>(入館の制限等)</u> <u>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、文化館への入館を拒絶し、又は文化館からの退館を命ずることができる。</u> <u>(1)・(2) 略</u> <u>(3) 建物等</u> を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者 <u>(4) 略</u> <u>(行為の禁止)</u> <u>第12条 略</u>	<u>(入館の制限等)</u> <u>第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、文化館への入館を拒絶し、又は文化館からの退館を命ずることができる。</u> <u>(1)・(2) 略</u> <u>(3) 建物、器具、備品等（第6条において「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者</u> <u>(4) 略</u> <u>(行為の禁止)</u> <u>第5条 略</u>
---	---

(立入り等)

第13条 指定管理者は、文化館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、文化館の使用を終了したとき、又は第5条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに文化館を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が指定管理者の指示に従わないときは、指定管理者は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償等)

第15条 略

(委任)

第16条 略

附 則

(指定管理者不在等期間における文化館の管理に関する業務)

3 市長が指定管理者の指定を取り消した場合又は業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条の3第1項、第3条の4第1項、第5条、第6条、第8条第1項、第9条、

(損害の賠償等)

第6条 略

(委任)

第7条 略

附 則

(指定管理者不在等期間における文化館の管理に関する業務)

3 市長が指定管理者の指定を取り消した場合又は業務の停止を命じた場合は、その時_____からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間_____における第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第4条

第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

4 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第10条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。

5 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第10条第4項の基準により減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

別表（第10条関係）

区分	利用料金の限度額		
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
多目的ホール	4,500円	6,000円	7,500円
和室	1,500円	2,000円	2,500円
備考 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。			

_____の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

第109号議案

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

入居者の資格に係る規定を整備し、その範囲を拡充するとともに、市営住宅の有効活用及び子育て世帯等の支援の観点から、子育て世帯等に対し、入居に係る収入基準の緩和、目的外使用による市営住宅の提供等を行うため。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「への登載又は市役所前掲示場その他市内の適当な場所における掲示」を「、ホームページ等への掲載」に改める。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、同条第7号中「以下」の右に「この号において」を加え、「又は」を「、」に、「若しくは」を「又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第6条中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、」及び「（以下「被災者等」という。）」を削り、同条第1号を次のように改める。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は委託されている児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である入居者又は同居者に委託されている児童をいう。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）については、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

カ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

キ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

ク ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力（以下この号において「配偶者等からの暴力」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(ウ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター（以下この号において「女性相談支援センター」という。）による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明書その他これに類する書類の交付を受けている者

(エ) 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）又は行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者等からの暴力を受けた被害者の支援を行っている民間支援団体において公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書による確認がされている者

コ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明

らかである者

第6条第2号中「ア、イ又はウに掲げる場合」を「次のアからウまでに掲げる場合の区分」に、「それぞれア、イ又はウ」を「当該アからウまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア (ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) 入居者が60歳以上の者である場合（同居者があるときにあっては、そのいずれもが60歳以上の者であるときに限る。）

(イ) 入居者又は同居者が障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であり、その障害の程度が規則で定める程度である場合

(ウ) 入居者又は同居者に前号ウ、エ及びカからコまでのいずれかに該当する者がある場合

(エ) 同居者に18歳未満の親族又は委託されている児童がある場合

(オ) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満である場合

(カ) 入居者が配偶者又は婚姻の予約者のない者であり、かつ、同居者に20歳未満の扶養親族又は委託されている児童(同居者に委託されている者を除く。)がある場合

第7条第2項中「（老人等にあつては、同条第2号から第5号まで）」を削る。

第36条第1項中「第11条第3項」を「第19条第2項」に改める。

第42条第1項第5号中「第27条」を「第28条」に改める。

第44条の2第1項第1号中「以下同じ。）が、Uターン、Iターン等（定住することを目的として市に転入することをいう。）をしようとする者」を「）が、定住することを目的として市に転入しようとする者」に改め、同項第2号中「転入しようとする者」の右に「又は市に転入し現に大学に在学している者」を加え、同項第3号中「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等」を「第6条第2号ア(エ)から(カ)までのいずれかの要件を満たす世帯に属する者」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) その他市長が適当と認める場合

第44条の2第4項中「、第41条、第42条及び第44条」を「及び第41条から第44条まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2号アの改正規定（(エ)から(カ)までに係る部分に限る。）は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 入居者の公募の方法について、市役所前掲示場等への掲示に代えて、市のホームページ等への掲載とすること。(第4条関係)
- (2) 入居者資格のうち、同居要件にあつては里子を親族と同様に取り扱い、単身での入居ができる対象者を明らかにし、収入要件にあつては配偶者等から暴力を受けている者、犯罪被害者及び子育て世帯、若者夫婦世帯等に該当する入居者に係る収入基準額を引き上げ、その要件を緩和すること。(第6条関係)
- (3) 市営住宅の目的外使用について、子育て世帯、若者夫婦世帯等に該当する者の使用を可能とすること等の所要の規定の整備を行うこと。(第44条の2関係)
- (4) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。ただし、子育て世帯、若者夫婦世帯等に該当する者が入居する場合における収入基準額を引き上げる改正規定は、令和8年4月1日から施行すること。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（入居者の公募の方法） 第4条 入居者の募集は、市の広報紙への登載又は市役所前掲示場その他市内の適当な場所における掲示によって公募するものとする。 2 略 （公募の例外） 第5条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる理由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u> (6) 略 (7) 現に市営住宅に入居している者（以下_____「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと<u>又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、</u> _____市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。	（入居者の公募の方法） 第4条 入居者の募集は、市の広報紙、ホームページ等への掲載_____によって公募するものとする。 2 略 （公募の例外） 第5条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる理由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u> (6) 略 (7) 現に市営住宅に入居している者（以下<u>この号において</u>「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、<u>_____既存入居者又は_____同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったこと</u><u>その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて</u>市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 略

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。））にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）にあつては第4号）を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

(8) 略

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者）にあつては第4号）を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は委託されている児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である入居者又は同居者に委託されている児童をいう。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）については、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている

者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

カ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

キ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

ク ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力（以下この号において「配偶者等からの暴力」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

(イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(ウ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター（以下この号において「女性相談支援センター」という。）による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明書その他これに類する書類の交付を受けている者

(エ) 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）又は行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者等からの暴力を受けた被害者の支援を行っている民間支援団体において公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書による確認がされている者

コ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規

- (2) その者の収入が入居の申込みをした日においてア、イ又はウに掲げる場合 に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア (ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) 入居者又は同居者に規則で定める者に該当する者がある場合

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合(過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第3条第1項に規定する地域をいう。以下同じ。)であり、かつ、複式学級(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第3条第1項ただし書の規定により数学年の児童又は生徒が1学級に編制された学級をいう。以下同じ。)を有する小学校、中学校又は義務教育学校の通学区域である区域に存する市営住宅への入居の申込みにおいては、同居者に中学校又は義務教育学校を卒業するまでの者がある場合)

(エ) 過疎地域であり、かつ、複式学級を有する小学校、中学校又は義務教育学校の通学区域である区域に存する市営住宅に入居の申込みをした入居者及びその配偶者の年齢の合計が70歳未満であって、婚姻の届出の日から2年以内である場合

イ・ウ 略

定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである者

- (2) その者の収入が入居の申込みをした日において次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまで に掲げる金額を超えないこと。

ア (ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) 入居者が60歳以上の者である場合(同居者があるときにあっては、そのいずれもが60歳以上の者であるときに限る。)

(イ) 入居者又は同居者が障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であり、その障害の程度が規則で定める程度である場合

(ウ) 入居者又は同居者に前号ウ、エ及びカからコまでのいずれかに該当する者がある場合

(エ) 同居者に18歳未満の親族又は委託されている児童がある場合

(オ) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満である場合

(カ) 入居者が配偶者又は婚姻の予約者のない者であり、かつ、同居者に20歳未満の扶養親族又は委託されている児童(同居者に委託されている者を除く。)がある場合

イ・ウ 略

(3)～(5) 略

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第11条第3項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡し請求、第34条の規定によるあつせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対して必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 略

(市営住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 第12条、第13条及び第23条から第27条までの規定に違反したとき。

(3)～(5) 略

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号_____に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡し請求、第34条の規定によるあつせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対して必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 略

(市営住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 第12条、第13条及び第23条から第28条までの規定に違反したとき。

(6)・(7) 略

2～5 略

(市営住宅の目的外使用)

第44条の2 市長は、市営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて市営住宅の使用を許可することができる。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に規定する国土交通大臣による処分の承認を受けた市営住宅に限る。

- (1) 当該使用を希望する者(現に同居し、又は同居をしようとする親族を含む。以下同じ。)が、Uターン、Iターン等(定住することを目的として市に転入することをいう。)をしようとする者である場合
- (2) 当該使用を希望する者が、市内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学に入学するため市に転入しようとする者_____である場合
- (3) 当該使用を希望する者が、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等である場合

2・3 略

4 目的外使用者による市営住宅の使用については、第17条から第28条まで、第41条、第42条及び第44条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「目的外使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第17条中「入居者から第11条第5項の規定による入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第

(6)・(7) 略

2～5 略

(市営住宅の目的外使用)

第44条の2 市長は、市営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて市営住宅の使用を許可することができる。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に規定する国土交通大臣による処分の承認を受けた市営住宅に限る。

- (1) 当該使用を希望する者(現に同居し、又は同居をしようとする親族を含む。)が、定住することを目的として市に転入しようとする者_____である場合
- (2) 当該使用を希望する者が、市内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学に入学するため市に転入しようとする者又は市に転入し現に大学に在学している者である場合
- (3) 当該使用を希望する者が、第6条第2号ア(エ)から(カ)までのいずれかの要件を満たす世帯に属する者_____である場合
- (4) その他市長が適当と認める場合

2・3 略

4 目的外使用者による市営住宅の使用については、第17条から第28条まで及び第41条から第44条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「目的外使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第17条中「入居者から第11条第5項の規定による入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第

1 項又は第37条第1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日。」とあるのは「使用開始可能日から当該目的外使用者が市営住宅を明け渡した日（」と、「入居決定者」とあるのは「目的外使用者」と、「に入居」とあるのは「を使用」と、第42条第1 項第5 号中「第12条、第13条及び第23条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

1 項又は第37条第1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日。」とあるのは「使用開始可能日から当該目的外使用者が市営住宅を明け渡した日（」と、「入居決定者」とあるのは「目的外使用者」と、「に入居」とあるのは「を使用」と、第42条第1 項第5 号中「第12条、第13条及び第23条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

第110号議案

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

受益者負担の適正化等の観点から、地籍集成図の交付に係る手数料の額の引下げ等を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例

豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第4 土木手数料関係の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同表6の項中「1,200円」を「1,100円」に、「3,600円」を「500円」に改め、同項を同表5の項とし、同表7の項中「都市再生街区基準点座標証明書」を「街区基準点座標証明書」に改め、同項を同表6の項とし、同表中8の項を7の項とし、9の項を8の項とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

手数料を徴収する事務及び手数料の額を定める土木手数料関係の表について、一般公共用自転車駐車場認定申請に係る規定を削除すること、地籍集成図の交付に係る手数料の額を引き下げること及び都市再生街区基準点座標証明書の名称を見直すこと。(別表第4関係)

2 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

豊岡市手数料条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第４（第２条関係） 土木手数料関係			別表第４（第２条関係） 土木手数料関係		
手数料を徴収する事務		手数料の額	手数料を徴収する事務		手数料の額
1	略	略	1	略	略
2	略	略	2	略	略
3	一般公共用自転車駐車場認定申請	1件につき 5,500円	3	略	略
4	略	略	4	略	略
5	略	略	5	地籍集成図の交付	図面1枚につき 1,100円 電子データ1件につき 500円
6	地籍集成図の交付	図面1枚につき 1,200円 電子データ1件につき 3,600円	6	街区基準点座標証明書 の交付	略
7	都市再生街区基準点座標証明書の交付	略	7	略	略
8	略	略	8	略	略
9	略	略			
屋外広告物許可申請関係			屋外広告物許可申請関係		
略			略		

第111号議案

豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

受益者負担の適正化等の観点から、竹野川湊館の使用料を引き上げるとともに、施設の使用区分を1時間単位に変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例（令和２年豊岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第７条、第12条関係）

施設	使用料
主屋	1 時間につき600円
離れ	1 時間につき300円

備考 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の２倍に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

竹野川湊館の施設について、使用料を引き上げること、使用区分を各時間帯から1時間単位に変更すること及び営利を目的として使用する場合の使用料の規定を定めること。（別表関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）

豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）	
<u>別表（第7条、第12条関係）</u>				<u>別表（第7条、第12条関係）</u>	
<u>施設</u>	<u>使用料</u>			<u>施設</u>	<u>使用料</u>
	午前9時から午	午後1時から午	午後6時から午後	<u>主屋</u>	1時間につき600円
	後零時まで	後5時まで	10時まで	<u>離れ</u>	1時間につき300円
<u>主屋</u>	600円	800円	800円	備考 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。	
<u>離れ</u>	300円	400円	400円		

第112号議案

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

受益者負担の適正化等の観点から、神鍋温泉ゆとろぎの使用料を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例（令和３年豊岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「800円」を「1,000円」に、「500円」を「600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の内容

神鍋温泉ゆとろぎの使用料を引き上げること。(別表関係)

2 附則

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表（第 7 条、第12条関係）					別表（第 7 条、第12条関係）				
施設		使用区分		使用料	施設		使用区分		使用料
道の駅実習館	地域資源活用研修室	略			道の駅実習館	地域資源活用研修室	略		
	地域文化交流室	略				地域文化交流室	略		
神鍋温泉ゆとろぎ		大人	1 人 1 回	800円	神鍋温泉ゆとろぎ		大人	1 人 1 回	1, 000円
		子ども	1 人 1 回	500円			子ども	1 人 1 回	600円
備考					備考				
略					略				

第113号議案

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

受益者負担の適正化等の観点から、出石市民ホール及び但東市民センターの施設
の使用区分を1時間単位に変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の2の表を次のように改める。

施設	休館日	開館時間
豊岡市立城崎市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで
豊岡市立出石市民ホール		午前9時から午後10時まで
豊岡市立出石多目的ホール		午前8時30分から午後10時まで
豊岡市立但東市民センター		午前8時30分から午後10時まで

第8条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第1中「1時間当たり」を「1時間につき」に改め、同表備考中「に規定する額に1時間当たり700円を加算した額」を「の規定により算出された額の2倍に相当する額」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

豊岡市立出石市民ホール

区分	使用料
ホール	1時間につき500円
備考 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。	

別表第3多目的ホールの項中「4,900円」を「5,900円」に、「6,600円」を「8,000円」に改め、同表多目的室の項中「500円」を「600円」に、「700円」を「800円」に、「800円」を「1,000円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第8条関係）

豊岡市立但東市民センター

区分	使用料
ホール（控室を含む。）	1時間につき3,000円
備考 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表の規定により算	

出された額の2倍に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例別表第1から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正の内容

- (1) 出石多目的ホールについて、火曜日を開館日とすること。(第2条の2関係)
- (2) 出石市民ホールの使用料について、使用区分を各時間帯から1時間単位に変更するとともに、冷暖房を使用する場合の加算額を含めること。(別表第2関係)
- (3) 出石多目的ホールの施設の使用料について、冷暖房を使用する場合の加算額を含めること。(別表第3関係)
- (4) 但東市民センターのホールの使用料について、使用区分を各時間帯から1時間単位に変更するとともに、照明及び音響に係る使用料の額並びに冷暖房を使用する場合の加算額を含めること。(別表第4関係)
- (5) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。ただし、第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例別表第1から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																														
（休館日及び開館時間） 第2条の2 センターの休館日及び開館時間は、次の表のとおりとする。 ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。 <table><tr><th>施設</th><th>休館日</th><th>開館時間</th></tr><tr><td>豊岡市立城崎市民センター</td><td>12月29日から翌年の1月3日まで</td><td>午前8時30分から午後10時まで</td></tr><tr><td>豊岡市立出石市民ホール</td><td>12月29日から翌年の1月3日まで</td><td>午前8時30分から午後10時まで</td></tr><tr><td>豊岡市立出石多目的ホール</td><td>火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで</td><td>午前9時から午後10時まで</td></tr><tr><td>豊岡市立但東市民センター</td><td>12月29日から翌年の1月3日まで</td><td>午前8時30分から午後10時まで</td></tr></table>	施設	休館日	開館時間	豊岡市立城崎市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで	豊岡市立出石市民ホール	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで	豊岡市立出石多目的ホール	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後10時まで	豊岡市立但東市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで	（休館日及び開館時間） 第2条の2 センターの休館日及び開館時間は、次の表のとおりとする。 ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。 <table><tr><th>施設</th><th>休館日</th><th>開館時間</th></tr><tr><td>豊岡市立城崎市民センター</td><td>12月29日から翌年の1月3日まで</td><td>午前8時30分から午後10時まで</td></tr><tr><td>豊岡市立出石市民ホール</td><td rowspan="4"></td><td></td></tr><tr><td>豊岡市立出石多目的ホール</td><td>午前9時から午後10時まで</td></tr><tr><td>豊岡市立但東市民センター</td><td>午前8時30分から午後10時まで</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	施設	休館日	開館時間	豊岡市立城崎市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで	豊岡市立出石市民ホール			豊岡市立出石多目的ホール	午前9時から午後10時まで	豊岡市立但東市民センター	午前8時30分から午後10時まで		
施設	休館日	開館時間																													
豊岡市立城崎市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで																													
豊岡市立出石市民ホール	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで																													
豊岡市立出石多目的ホール	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後10時まで																													
豊岡市立但東市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで																													
施設	休館日	開館時間																													
豊岡市立城崎市民センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで																													
豊岡市立出石市民ホール																															
豊岡市立出石多目的ホール		午前9時から午後10時まで																													
豊岡市立但東市民センター		午前8時30分から午後10時まで																													
（使用料の徴収） 第8条 市長は、第3条第1項の許可を受けてするセンターの施設の使用につき、使用者から、別表第1から別表第3までに定める使用料を徴収する。 2 略 別表第1（第8条関係） 豊岡市立城崎市民センター <table><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr></table>	区分	使用料	（使用料の徴収） 第8条 市長は、第3条第1項の許可を受けてするセンターの施設の使用につき、使用者から、別表第1から別表第4までに定める使用料を徴収する。 2 略 別表第1（第8条関係） 豊岡市立城崎市民センター <table><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr></table>	区分	使用料																										
区分	使用料																														
区分	使用料																														

大会議室	1時間当たり900円
備考 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定する額に1時間当たり700円を加算した額とする。	

別表第2（第8条関係）

豊岡市立出石市民ホール

区分	使用料		
	午前8時30分から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
ホール	1,600円	1,600円	1,600円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

別表第3（第8条関係）

豊岡市立出石多目的ホール

区分	使用料		
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
多目的ホール	4,900円	6,600円	6,600円
多目的室	500円	700円	800円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

大会議室	1時間につき900円
備考 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。	

別表第2（第8条関係）

豊岡市立出石市民ホール

区分	使用料
ホール	1時間につき500円
備考 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。	

別表第3（第8条関係）

豊岡市立出石多目的ホール

区分	使用料		
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
多目的ホール	5,900円	8,000円	8,000円
多目的室	600円	800円	1,000円

備考 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。

2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

別表第4（第8条関係）

豊岡市立但東市民センター

区分	使用料		
	午前 8 時30分から 午後 零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10時まで
ホール（控室を含む。）	6, 300円	6, 300円	6, 300円
ホール 附 属 設 備	1 時間当たり 1, 100円		
（照明及び音響）			
備考			
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の 2 倍に相当する額とする。			
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の 3 割に相当する額を加算する。			

別表第4（第8条関係）

豊岡市立但東市民センター

区分	使用料
ホール（控室を含む。）	1時間につき3,000円
備考 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。	

第114号議案

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

受益者負担の適正化等の観点から、出石旧福富家住宅の使用料を引き上げるとともに、その使用区分を1時間単位に変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表を次のように改める。

別表第3（第4条の5、第5条関係）

1 豊岡市立出石旧福富家住宅

区分	使用料
全棟	1時間につき3,000円
A棟1階	1時間につき1,000円
A棟2階	1時間につき500円
B棟1階	1時間につき1,000円
B棟2階	1時間につき500円

備考 営利目的で使用する場合は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

出石旧福富家住宅について、使用料を引き上げること、使用区分を各時間帯から1時間単位に変更すること及び使用料に冷暖房を使用する場合の加算額を含めること。(別表第3関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）	
別表第3（第4条の5、第5条関係）				別表第3（第4条の5、第5条関係）	
1 豊岡市立出石旧福富家住宅				1 豊岡市立出石旧福富家住宅	
区分	使用料			区分	使用料
	午前9時30分から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで		
全棟	1,800円	2,350円	2,350円	全棟	1時間につき3,000円
A棟1階	600円	800円	800円	A棟1階	1時間につき1,000円
A棟2階	350円	450円	450円	A棟2階	1時間につき500円
B棟1階	500円	650円	650円	B棟1階	1時間につき1,000円
B棟2階	350円	450円	450円	B棟2階	1時間につき500円
備考				備考	
1 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。				営利目的で使用する場合は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。	
2 営利目的で使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。					
2 略				2 略	

第115号議案

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

施設の運営実態に合わせ企画展示室を廃止するとともに、体験交流室の使用時間を短縮し、受益者負担の適正化等の観点からその使用区分を1時間単位に変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「施設」の右に「及び物品（以下「施設等」という。）」を加え、同条第2項中「施設」を「施設等」に改める。

第7条第1項、第8条第1項第1号及び第2号、第9条、第10条第1項、第11条並びに第16条第1項中「施設」を「施設等」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第11条関係）

区分	使用料
体験交流室	1時間につき500円
天幕住居（ゲル）	1基1日につき5,300円
備考 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 企画展示室を廃止すること、体験交流室の使用時間を短縮すること及びその使用区分を各時間帯から1時間単位に変更し、営利を目的として使用する場合は使用料の規定を定めること。(別表第2関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（事業） 第3条 博物館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1）・（2） 略 （3） 博物館の施設_____の利用に関すること。 （4）～（8） 略 2 市長は、博物館の<u>施設</u>を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。 （使用の許可） 第7条 別表第2に掲げる<u>施設</u>を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 略 （許可の基準） 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。 （1） 博物館の<u>施設</u>の使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 （2） 博物館の<u>施設</u>の使用が博物館の建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。	（事業） 第3条 博物館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1）・（2） 略 （3） 博物館の施設<u>及び物品（以下「施設等」という。）</u>の利用に関すること。 （4）～（8） 略 2 市長は、博物館の<u>施設等</u>を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。 （使用の許可） 第7条 別表第2に掲げる<u>施設等</u>を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 略 （許可の基準） 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。 （1） 博物館の<u>施設等</u>の使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 （2） 博物館の<u>施設等</u>の使用が博物館の建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。

(3)・(4) 略 2 略 (使用権の譲渡等の禁止) 第9条 第7条第1項の規定により<u>施設</u>の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (許可の取消し等) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は<u>施設</u>の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。 (1) 略 (2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に<u>施設</u>を使用したとき。 (3)～(5) 略 2 略 (使用料の徴収) 第11条 市長は、第7条第1項の許可を受けてする<u>施設</u>の使用につき、使用者から、別表第2に定める使用料を徴収する。 (原状回復の義務) 第16条 使用者は、博物館の<u>施設</u>の使用を終了したとき、又は第7条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに<u>施設</u>を原状に回復しなければならない。 2 略	(3)・(4) 略 2 略 (使用権の譲渡等の禁止) 第9条 第7条第1項の規定により<u>施設等</u>の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (許可の取消し等) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は<u>施設等</u>の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。 (1) 略 (2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に<u>施設等</u>を使用したとき。 (3)～(5) 略 2 略 (使用料の徴収) 第11条 市長は、第7条第1項の許可を受けてする<u>施設等</u>の使用につき、使用者から、別表第2に定める使用料を徴収する。 (原状回復の義務) 第16条 使用者は、博物館の<u>施設等</u>の使用を終了したとき、又は第7条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに<u>施設等</u>を原状に回復しなければならない。 2 略
---	---

別表第2（第7条、第11条関係）

区分	使用料		
	午前 9 時から午後 零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
企画展示室	1, 600円	2, 100円	
体験交流室	1, 300円	1, 700円	1, 700円
天幕住居 (ゲル)	1 基につき5, 300円		
備考			
冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の 3 割に 相当する額を加算する。			

別表第2（第7条、第11条関係）

区分	使用料
体験交流室	1時間につき500円
天幕住居（ゲル）	1基1日につき5,300円
備考 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表の規 定により算出された額の2倍に相当する額とする。	

第116号議案

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

受益者負担の適正化等の観点から、但東シルク温泉やまびこの宿泊に係る利用料
金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

但東自然ふれあいセンター「やまびこ」

(1) 宿泊なしの利用

施設名		単位	利用料金の限度額		
			昼間		夜間
			4時間未満	4時間以上	
本館	個室ダイニング	1室	4,500円	6,600円	4,500円
	多目的ホール		9,300円	13,100円	9,300円
	第1研修室		6,000円	8,800円	6,000円
	第2研修室				
和室棟			4,500円	6,600円	4,500円

備考 「昼間」とは午前8時30分から午後6時までを、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいう。

(2) 宿泊利用

施設名		単位	利用料金の限度額	
			大人	子ども
宿泊棟及び別館		1人1泊	25,000円	17,500円

備考

1 「大人」とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。

2 「子ども」とは、大人以外の者をいう。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第11条関係）

但東自然の郷

施設名	単位	利用料金の限度額
ログハウス	1棟1泊	40,000円

備考 1棟当たりの利用人数は、5人までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける利用について適用し、同日前に許可を受けている利用については、なお従前の例による。

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 但東自然ふれあいセンター「やまびこ」のフィールドゴルフ場の廃止、宿泊棟及び別館の利用料金の限度額の引上げその他所要の規定の整理を行うこと。
(別表第2関係)
- (2) 但東自然の郷の利用料金の限度額の引上げその他所要の規定の整理を行うこと。(別表第4関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける利用について適用し、同日前に許可を受けている利用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表第2（第11条関係） <u>但東自然ふれあいセンター「やまびこ」</u>						別表第2（第11条関係） <u>但東自然ふれあいセンター「やまびこ」</u>					
(1) 宿泊なしの利用						(1) 宿泊なしの利用					
区分 室名等		単位	利用料金の限度額			施設名		単位	利用料金の限度額		
			昼間		夜間				昼間		夜間
			4 時間未満	4 時間以上					4 時間未満	4 時間以上	
本館	個室ダイニング	1 室	4,500円	6,600円	4,500円	本館	個室ダイニング	1 室	4,500円	6,600円	4,500円
	多目的ホール		9,300円	13,100円	9,300円		多目的ホール		9,300円	13,100円	9,300円
	第1 研修室		6,000円	8,800円	6,000円		第1 研修室		6,000円	8,800円	6,000円
	第2 研修室						第2 研修室				
和室棟	やまゆり		4,500円	6,600円	4,500円	和室棟			4,500円	6,600円	4,500円
	さくら										
	さつき										
	けやき										
	ばら										
	あじさい										
フィールドゴルフ場		1 人 1 回	2,000円								
備考 <u>「昼間」とは午前 8 時30分から午後 6 時までを、「夜間」とは午後 6 時から午後10時までをいう。</u>						備考 <u>「昼間」とは午前 8 時30分から午後 6 時までを、「夜間」とは午後 6 時から午後10時までをいう。</u>					
(2) 宿泊利用						(2) 宿泊利用					

区分 室名等		単位	利用料金の限度額	
			大人	子ども
宿泊棟	103	1人1泊	19,500円	7,000円
	105～106			
	208～210			
別館	洋室 101			
	和室 102			
	201～203			
	205～207			
	301～303			
	305～307			

備考

1 「大人」とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。

2 「子ども」とは、大人以外の者をいう。

別表第4（第11条関係）

但東自然の郷

施設名		単位	利用料金の限度額
ログハウス	こぶし	1棟1泊	30,000円
	さざんか		
	つばき		
	もくせい		

備考

1 棟当たりの利用人数は、5人までとする。

区分 施設名		単位	利用料金の限度額	
			大人	子ども
宿泊棟及び別館		1人1泊	25,000円	17,500円

備考

1 「大人」とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。

2 「子ども」とは、大人以外の者をいう。

別表第4（第11条関係）

但東自然の郷

施設名		単位	利用料金の限度額
ログハウス		1棟1泊	40,000円

備考 1 棟当たりの利用人数は、5人までとする。

第117号議案

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

会議室を廃止するとともに、受益者負担の適正化等の観点から視聴覚・講演室の使用区分を1時間単位に変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第9条関係）

施設	使用料
視聴覚・講演室	1時間につき1,900円
展示コーナー	1日につき2,600円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

会議室を廃止するとともに、視聴覚・講演室の使用料について、使用区分を各時間帯から1時間単位に変更し、冷暖房を使用する場合の加算額を含めること。
(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行						改正後（案）	
別表（第5条、第9条関係）						別表（第5条、第9条関係）	
施設	使用料					施設	使用料
	午前10時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前10時から午後5時まで	時間延長		視聴覚・講演室	1時間につき1,900円
				午後5時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで	展示コーナー	1日につき2,600円
				まで	まで（金曜日又は土曜日に限る。）		
視聴覚・講演室	3,100円	6,300円	9,400円	1,600円	1,600円		
会議室	1,100円	2,100円	3,100円	600円	600円		
展示コーナー	1日 2,600円						
備考 冷暖房を使用する場合（展示コーナーを使用する場合を除く。） の使用料は、この表に規定する額に当該額の3割に相当する額を加算した額とする。							

第118号議案

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部
を改正する条例制定について

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

小坂小学校及び小野小学校を統合し、小坂小学校とするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例（平成17年豊岡市条例第161号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表豊岡市立小野小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正
する条例案要綱

1 改正の内容

小野小学校を廃止すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 小学校		1 小学校	
名称	位置	名称	位置
豊岡市立豊岡小学校 ～ 豊岡市立小坂小学校	略	豊岡市立豊岡小学校 ～ 豊岡市立小坂小学校	略
<u>豊岡市立小野小学校</u>	<u>豊岡市出石町口小野153番地</u>	豊岡市立合橋小学校	略
豊岡市立合橋小学校	略	豊岡市立資母小学校	略
豊岡市立資母小学校	略		
2 中学校		2 中学校	
略		略	
3 義務教育学校		3 義務教育学校	
略		略	

第119号議案

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

小坂小学校及び小野小学校の統合に伴い、小野放課後児童クラブを廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第1 豊岡市立小野放課後児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

小野放課後児童クラブを廃止すること。（別表第1 関係）

2 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊岡市立豊岡放課後児童クラブ ～ 豊岡市立小坂放課後児童クラブ	略	豊岡市立豊岡放課後児童クラブ ～ 豊岡市立小坂放課後児童クラブ	略
豊岡市立小野放課後児童クラブ	豊岡市出石町口小野153番地		
豊岡市立合橋放課後児童クラブ	略	豊岡市立合橋放課後児童クラブ	略
豊岡市立資母放課後児童クラブ	略	豊岡市立資母放課後児童クラブ	略

第120号議案

豊岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
制定について

豊岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のよう
に定める。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定
めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の16第1項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定める基準をもって、その基準とする。

2 乳児等通園支援事業を行う者は、豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者（次項においてこれらを「暴力団等」という。）であってはならない。

3 乳児等通園支援事業の運営に当たっては、暴力団等の支配を受けてはならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第121号議案

令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度豊岡市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,131,733千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		9,729,923	260,000	9,989,923
	1. 市 民 税	3,979,800	160,000	4,139,800
	2. 固 定 資 産 税	4,790,257	100,000	4,890,257
12. 地 方 交 付 税		17,725,702	280,485	18,006,187
	1. 地 方 交 付 税	17,725,702	280,485	18,006,187
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		147,664	122	147,786
	1. 分 担 金	10,586	122	10,708
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		708,761	450	709,211
	1. 使 用 料	522,372	450	522,822
16. 国 庫 支 出 金		6,270,262	92,967	6,363,229
	1. 国 庫 負 担 金	3,433,268	87,000	3,520,268
	2. 国 庫 補 助 金	2,773,295	5,967	2,779,262
17. 県 支 出 金		3,280,434	△29,005	3,251,429
	2. 県 補 助 金	1,163,862	△29,011	1,134,851
	3. 委 託 金	289,780	6	289,786
18. 財 産 収 入		148,664	8,838	157,502
	2. 財 産 売 払 収 入	84,303	8,838	93,141
19. 寄 附 金		1,540,530	950	1,541,480
	1. 寄 附 金	1,540,530	950	1,541,480
20. 繰 入 金		2,809,177	△513,888	2,295,289
	2. 基 金 繰 入 金	2,672,079	△513,888	2,158,191
21. 繰 越 金		648,319	170,000	818,319
	1. 繰 越 金	648,319	170,000	818,319
22. 諸 収 入		1,543,875	10,984	1,554,859
	4. 受 託 事 業 収 入	19,173	△1,250	17,923
	5. 雑 入	975,017	12,234	987,251
23. 市 債		4,220,700	45,000	4,265,700
	1. 市 債	4,220,700	45,000	4,265,700

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 入	合 計	51,804,830	326,903	52,131,733

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		261,069	△3,443	257,626
	1. 議 会 費	261,069	△3,443	257,626
2. 総 務 費		8,586,421	△40,194	8,546,227
	1. 総 務 管 理 費	7,503,732	△48,572	7,455,160
	2. 徴 税 費	440,672	1,298	441,970
	3. 戸籍住民基本台帳費	321,806	7,113	328,919
	4. 選 挙 費	253,606	△39	253,567
	5. 統 計 調 査 費	41,709	6	41,715
3. 民 生 費		15,336,260	127,792	15,464,052
	1. 社 会 福 祉 費	4,990,851	11,201	5,002,052
	2. 老 人 福 祉 費	3,575,433	2,765	3,578,198
	3. 児 童 福 祉 費	5,809,755	△2,174	5,807,581
	4. 生 活 保 護 費	960,221	116,000	1,076,221
4. 衛 生 費		5,469,757	12,388	5,482,145
	1. 保 健 衛 生 費	4,914,772	25,593	4,940,365
	2. 清 掃 費	554,985	△13,205	541,780
6. 農 林 水 産 業 費		1,607,471	△20,600	1,586,871
	1. 農 業 費	1,223,799	△29,891	1,193,908
	2. 林 業 費	346,049	9,552	355,601
	3. 水 産 業 費	37,623	△261	37,362
7. 商 工 費		1,597,252	7,771	1,605,023
	1. 商 工 費	1,597,252	7,771	1,605,023
8. 土 木 費		5,503,754	297,172	5,800,926
	1. 土 木 管 理 費	484,823	4,112	488,935
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,648,672	264,283	1,912,955
	3. 河 川 費	68,538	△50	68,488
	5. 都 市 計 画 費	2,935,238	22,687	2,957,925
	6. 住 宅 費	354,875	6,140	361,015

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 消 防 費		2, 120, 947	1, 308	2, 122, 255
	1. 消 防 費	2, 120, 947	1, 308	2, 122, 255
10. 教 育 費		5, 270, 850	1, 315	5, 272, 165
	1. 教 育 総 務 費	1, 750, 660	207	1, 750, 867
	2. 小 学 校 費	980, 452	△2, 414	978, 038
	3. 中 学 校 費	438, 536	△2, 736	435, 800
	4. 幼 稚 園 費	212, 920	△2, 121	210, 799
	5. 社 会 教 育 費	937, 742	△6, 410	931, 332
	6. 保 健 体 育 費	950, 540	14, 789	965, 329
12. 公 債 費		5, 922, 524	△56, 606	5, 865, 918
	1. 公 債 費	5, 922, 524	△56, 606	5, 865, 918
歳 出 合 計		51, 804, 830	326, 903	52, 131, 733

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7. 商工費	1. 商工費	玄武洞公園管理費	20,000
計			20,000

第 3 表 債務負担行為補正

追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
太陽光発電システム設置費補助金	令和8年度	5,280
農 業 用 施 設 管 理 事 業	令和8年度	20,000
道 路 維 持 事 業	令和8年度	26,500
住 宅 管 理 事 業	令和8年度	12,000
指 定 ご み 袋 等 作 製 業 務	令和8年度	60,394
子どもたちが豊岡で世界と出会う 音 楽 祭 開 催 事 業	令和8年度	6,940
所得課税証明書コンビニ交付 シ ス テ ム 改 修 業 務	令和8年度	3,564
マイナンバーカード交付申請支援 シ ス テ ム 更 新	令和8年度から 令和10年度まで	5,288
地 域 福 祉 計 画 策 定 支 援 業 務	令和8年度	4,800
す こ や か 市 民 健 診 業 務	令和8年度	136,217
ク リ ー ン 作 戦 水 路 土 砂 収 集 運 搬 業 務	令和8年度	10,082
学 習 支 援 ソ フ ト 更 新	令和8年度	5,790
通 学 バ ス 運 行 管 理 業 務 (令 和 7 年 度 追 加 分)	令和8年度	792
G I G A ス ク ー ル 運 営 事 業 (小 学 校)	令和8年度	14,994
G I G A ス ク ー ル 運 営 事 業 (中 学 校)	令和8年度	6,426
文 化 会 館 整 備 事 業	令和8年度	162,000

事 項	期 間	限 度 額
文 化 芸 術 活 動 支 援 補 助 金	令和8年度	5,000
日 本 ・ モ ン ゴ ル 民 族 博 物 館 業 特 別 展 事	令和8年度	6,000
市 民 プ ラ ザ 指 定 管 理 料	令和8年度	39,044
但 東 健 康 福 祉 セ ン タ ー 料 指 定 管 理	令和8年度	9,064
竹 野 多 目 的 屋 内 運 動 広 場 指 定 管 理 料 (令 和 7 年 度 追 加 分)	令和8年度	24
長 寿 園 指 定 管 理 料 (令 和 7 年 度 追 加 分)	令和8年度から 令和11年度まで	906
但 東 そ ば 乾 燥 調 製 貯 蔵 施 設 指 定 管 理 料	令和8年度から 令和12年度まで	1,575
玄 武 洞 公 園 指 定 管 理 料 (令 和 7 年 度 追 加 分)	令和8年度から 令和9年度まで	1,200
計		543,880

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
鉄 道 交 通 対 策 事 業 費	51,900	53,000
〔京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等〕	〔 51,900 〕	〔 53,000 〕
水 道 施 設 整 備 事 業 費	166,200	193,400
〔 一 般 会 計 出 資 債 〕	〔 166,200 〕	〔 193,400 〕
土 地 改 良 事 業 費	59,800	63,300
〔 農 道 橋 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 14,100 〕	〔 16,400 〕
〔 田 鶴 野 地 区 〕	〔 1,400 〕	〔 2,600 〕
治 山 事 業 費	94,000	109,000
〔 林 地 崩 壊 対 策 事 業 〕	〔 94,000 〕	〔 109,000 〕
道 路 整 備 事 業 費	127,400	126,900
〔 藤 井 中 森 線 〕	〔 13,300 〕	〔 10,900 〕
〔 高 龍 寺 本 線 〕	〔 18,400 〕	〔 16,000 〕
〔 役 場 前 線 〕	〔 2,500 〕	〔 6,800 〕
公 園 整 備 事 業 費	130,000	127,700
〔 中 央 公 園 〕	〔 122,800 〕	〔 120,500 〕
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	259,000	260,000
〔 消 火 栓 〕	〔 21,000 〕	〔 22,000 〕
計	4,220,700	4,265,700

令和 7 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 （ 第 6 号 ） に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	9,729,923	260,000	9,989,923
12. 地 方 交 付 税	17,725,702	280,485	18,006,187
14. 分 担 金 及 び 負 担 金	147,664	122	147,786
15. 使 用 料 及 び 手 数 料	708,761	450	709,211
16. 国 庫 支 出 金	6,270,262	92,967	6,363,229
17. 県 支 出 金	3,280,434	△29,005	3,251,429
18. 財 産 収 入	148,664	8,838	157,502
19. 寄 附 金	1,540,530	950	1,541,480
20. 繰 入 金	2,809,177	△513,888	2,295,289
21. 繰 越 金	648,319	170,000	818,319
22. 諸 収 入	1,543,875	10,984	1,554,859
23. 市 債	4,220,700	45,000	4,265,700
歳 入 合 計	51,804,830	326,903	52,131,733

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費	261,069	△3,443	257,626
2. 総 務 費	8,586,421	△40,194	8,546,227
3. 民 生 費	15,336,260	127,792	15,464,052
4. 衛 生 費	5,469,757	12,388	5,482,145
6. 農 林 水 産 業 費	1,607,471	△20,600	1,586,871
7. 商 工 費	1,597,252	7,771	1,605,023
8. 土 木 費	5,503,754	297,172	5,800,926
9. 消 防 費	2,120,947	1,308	2,122,255
10. 教 育 費	5,270,850	1,315	5,272,165
12. 公 債 費	5,922,524	△56,606	5,865,918
歳 出 合 計	51,804,830	326,903	52,131,733

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△3,443
9,212	5,400	5,014	△59,820
98,854		8,472	20,466
△698	27,200	△1,250	△12,864
△35,041	18,500	362	△4,421
△3,115		△10,000	20,886
△5,250	△7,100		309,522
	1,000	407	△99
		△499	1,814
			△56,606
63,962	45,000	2,506	215,435

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 個 人	3,409,000	160,000	3,569,000
計	3,979,800	160,000	4,139,800

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 固 定 資 産 税	4,770,000	100,000	4,870,000
計	4,790,257	100,000	4,890,257

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 地 方 交 付 税	17,725,702	280,485	18,006,187
計	17,725,702	280,485	18,006,187

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 農 林 水 産 業 費 分 担 金	5,816	122	5,938
計	10,586	122	10,708

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 使 用 料	40,052	450	40,502
計	522,372	450	522,822

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 課 税 分	160,000	現年課税分 160,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 課 税 分	100,000	現年課税分 100,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地 方 交 付 税	280,485	特別交付税 280,485

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 林 業 費 分 担 金	122	治山事業費分担金 122

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総 務 管 理 使 用 料	450	城崎国際アートセンター使用料 450

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	3,430,470	87,000	3,517,470
計	3,433,268	87,000	3,520,268

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	106,729	9,206	115,935
2. 民生費国庫補助金	1,297,100	5,126	1,302,226
6. 土木費国庫補助金	449,970	△5,250	444,720
8. 教育費国庫補助金	423,200	△3,115	420,085
計	2,773,295	5,967	2,779,262

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	426,026	6,728	432,754
3. 衛生費県補助金	15,668	△698	14,970
5. 農林水産業費県補助金	539,179	△35,041	504,138
計	1,163,862	△29,011	1,134,851

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 生活保護費負担金	87,000	生活保護費負担金	87,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	9,206	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 社会資本整備総合交付金 道路改良事業費 アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業費補助金	3,440 5,250 5,250 516
2. 老人福祉費補助金	5,126	地域介護・福祉空間整備等交付金	5,126
1. 道路橋りょう費補助金	△5,250	社会資本整備総合交付金 道路改良事業費	△5,250 △5,250
6. 保健体育費補助金	△3,115	地方スポーツ振興費補助金	△3,115

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費補助金	6,728	乳幼児等医療費助成事業費補助金 医療費 こども医療費助成事業費補助金 入院医療費 通院医療費	5,905 5,905 823 85 738
1. 保健衛生費補助金	△698	がん患者アピアランスサポート事業費補助金 帯状疱疹予防接種助成事業費補助金	150 △848
1. 農 業 費 補 助 金	△32,107	多面的機能支払交付金 地籍調査事業費補助金 担い手確保・経営強化支援交付金 みどりの食料システム戦略推進交付金 集落営農連携促進等事業費補助金	△15,039 △20,717 717 △1,456 4,388
2. 林 業 費 補 助 金	△2,934	治山事業費補助金	△2,934

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	221,788	6	221,794
計	289,780	6	289,786

(款) 18. 財産収入

(項) 2. 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売却収入	79,241	8,838	88,079
計	84,303	8,838	93,141

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	0	100	100
8. 教育費寄附金	1,330	850	2,180
計	1,540,530	950	1,541,480

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,374,877	△503,888	870,989
16. 公共施設整備基金繰入金	135,000	△10,000	125,000
計	2,672,079	△513,888	2,158,191

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	648,319	170,000	818,319

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5. 統計調査費委託金	6	人口動態調査事務委託金 6

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 土地売却収入	8,838	土地売却収入 8,838

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般寄附金	100	一般寄附金 100
1. 教育総務費寄附金	850	教育総務費寄附金 850

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	△503,888	財政調整基金繰入金 △503,888
1. 公共施設整備基金繰入金	△10,000	公共施設整備基金繰入金 △10,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	170,000	前年度繰越金 170,000

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
計	648,319	170,000	818,319

(款) 22. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費受託事業収入	10,254	△1,250	9,004
計	19,173	△1,250	17,923

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	974,469	12,234	986,703
計	975,017	12,234	987,251

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	678,700	1,100	679,800

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 保健衛生費受託事業 収 入	△1,250	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入 △1,250

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 学 校 給 食 徴 収 金	2,001	学校給食徴収金 2,001
3. 雑 入	10,233	工事費負担金 240 田鶴野地区 240 利用者負担金 △132 生きがい活動支援通所事業 △132 事業負担金 48 地域福祉計画策定事業負担金 48 補助金・交付金 3,353 デジタル基盤改革支援補助金 3,353 消防団員交付金等 407 災害補償交付金 407 市民会館等入場料 △3,000 市民会館等 △3,000 移転補償金 761 消防団車庫 761 返納金 8,556 自立支援給付費過誤給付等返納金 273 後期高齢者医療広域連合負担金返納金 8,283

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総 務 管 理 債	1,100	鉄道交通対策事業債 1,100 京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等 1,100

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 衛 生 債	469,700	27,200	496,900
6. 農 林 水 産 業 債	173,000	18,500	191,500
8. 土 木 債	855,200	△2,800	852,400
9. 消 防 債	427,600	1,000	428,600
計	4,220,700	45,000	4,265,700

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1. 保 健 衛 生 債	27,200	水道施設整備事業債 一般会計出資債	27,200 27,200
1. 農 業 債	3,500	土地改良事業債 農道橋長寿命化事業 田鶴野地区	3,500 2,300 1,200
2. 林 業 債	15,000	治山事業債 林地崩壊対策事業	15,000 15,000
2. 道 路 橋 り ょ う 債	△500	道路整備事業債 藤井中森線 高龍寺本線 役場前線	△500 △2,400 △2,400 4,300
5. 都 市 計 画 債	△2,300	公園整備事業債 中央公園	△2,300 △2,300
1. 消 防 債	1,000	消防防災施設整備事業債 消火栓	1,000 1,000

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	261,069	△3,443	257,626				△3,443
計	261,069	△3,443	257,626				△3,443

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,096,488	414	2,096,902				414
5. 財 産 管 理 費	1,571,750	1,359	1,573,109			1,211	148
6. 企 画 費	828,706	1,688	830,394			450	1,238

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	△3,443	人件費 △3,443 議員共済組合負担金 △3,443

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△2,307	人件費 △752 会計年度任用職員報酬 △2,307
2. 給 料	75	パートタイム職員 △2,290 パートタイム職員 (地域手当相当額) △17
3. 職 員 手 当 等	3,000	一般職給 75 一般職員 75
4. 共 済 費	△576	扶養手当 12 住居手当 △27
7. 報 償 費	1,141	通勤手当 534 時間外勤務手当 2,155
10. 需 用 費	25	期末手当 288 勤勉手当 318
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△944	児童手当 △280 共済組合負担金 △542 雇用保険料 △29 労災保険料 △5 負担金 △944 退職手当組合 △937 職員互助会 △7 表彰栄典費 【秘書広報課】 1,166 報償品 1,141 消耗品費 25
10. 需 用 費	1,148	基金管理費 【生活環境課・都市整備課・教育総務課】 △550
12. 委 託 料	761	財政調整基金積立金 △600 市債管理基金積立金 △300
24. 積 立 金	△550	奨学基金積立金 350 財産管理費 【教育施設課・城崎地域振興課】 1,909 修繕料 1,148 業務委託料 761 測量業務
10. 需 用 費	1,065	城崎国際アートセンター管理費 【文化・スポーツ振興課】 1,238
17. 備 品 購 入 費	173	光熱水費 1,065 庁用備品 173

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(企 画 費)							
8. 公共交通対策費	476,827	△1,504	475,323	5,250	5,400		△12,154
9. 環境政策推進費	155,598	197	155,795				197
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	113,127	677	113,804				677
11. 情報管理費	344,276	△19,850	324,426				△19,850
32. 地域コミュニティ推進費	553,398	1,804	555,202				1,804
34. 地方創生推進事業費	605,523	△33,357	572,166	516			△33,873
計	7,503,732	△48,572	7,455,160	5,766	5,400	1,661	△61,399

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子及び割引料	450	地方創生推進費 【経営企画課】 450 国庫負担金等精算返納金 450 国庫補助金返納金 450
12. 委託料	△1,871	鉄道交通対策事業費 【都市整備課】 1,130 補助金 1,130
14. 工事請負費	11,971	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費 1,130 バス交通対策事業費 【都市整備課】 5,982 補助金 5,982
18. 負担金、補助及び交付金	△11,604	高校生通学定期券購入費 3,815 勤務調整システム開発事業費 2,167 公共交通対策事業費 【都市整備課】 △8,616 投資委託料 △1,871 実施設計 整備工事費 11,971 バス停留所 補助金 △18,716 地域公共交通キャッシュレス決済導入支援事業費 △18,716
3. 職員手当等	197	人件費 197 扶養手当 92 期末手当 15 児童手当 90
10. 需用費	116	コウノトリ野生復帰推進事業費 【コウノトリ共生課】 116
11. 役務費	561	光熱水費 116 ハチゴロウの戸島湿地管理費 【コウノトリ共生課】 561 手数料 561
13. 使用料及び賃借料	△19,850	行政情報化推進事業費 【D X・行財政改革推進課】 △19,850 O A機器借上料 △2,220 機器借上料 △17,630
3. 職員手当等	1,562	人件費 1,804 時間外勤務手当 1,562
4. 共済費	242	共済組合負担金 78 健保、厚生年金保険料 164
1. 報酬	150	人件費 150 会計年度任用職員報酬 150
12. 委託料	△33,507	パートタイム職員 150 地域おこし協力隊推進事業費 【地域づくり課】 △33,507 業務委託料 △33,507 地域おこし協力隊業務

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 税 務 総 務 費	313,073	1,298	314,371				1,298
計	440,672	1,298	441,970				1,298

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 戸籍住民基本台帳費	321,806	7,113	328,919	3,440		3,353	320
計	321,806	7,113	328,919	3,440		3,353	320

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	510	人件費 1,298 会計年度任用職員報酬 510 パートタイム職員 510 一般職給 524 一般職員 524
2. 給 料	524	扶養手当 △122
3. 職 員 手 当 等	259	住居手当 121 通勤手当 167 管理職手当 △292 期末手当 283 勤勉手当 △108 児童手当 210 共済組合負担金 △58 健保、厚生年金保険料 63
4. 共 済 費	5	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△568	人件費 320 一般職給 △568 一般職員 △568
3. 職 員 手 当 等	911	扶養手当 92 地域手当 △10 住居手当 310 通勤手当 59 期末手当 238 勤勉手当 157 児童手当 65 共済組合負担金 △23
4. 共 済 費	△23	戸籍住民基本台帳事務費 【窓口サービス課】 6,793 業務委託料 6,793 戸籍システム改修業務 戸籍システム等標準化移行業務
12. 委 託 料	6,793	

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 選挙管理委員会費	16,483	△39	16,444				△39
計	253,606	△39	253,567				△39

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7. 基幹統計調査費	174	6	180	6			
計	41,709	6	41,715	6			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会福祉総務費	1,520,461	△2,741	1,517,720			48	△2,789
9. 国民年金事務費	4,754	21	4,775				21

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△39	人件費 △39 扶養手当 △39

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	6	人口動態調査費 【窓口サービス課】 6 消耗品費 6

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	241	人件費 833
2. 給 料	△121	会計年度任用職員報酬 241 パートタイム職員 227 パートタイム職員（地域手当相当額） 14
3. 職 員 手 当 等	583	一般職給 △121 一般職員 △121
4. 共 済 費	130	通勤手当 274 期末手当 127
7. 報 償 費	71	勤勉手当 182
8. 旅 費	43	共済組合負担金 47 健保、厚生年金保険料 83
13. 使用料及び賃借料	12	福祉事務所費 【社会福祉課】 126 報償金 71
27. 繰 出 金	△3,700	費用弁償 27 普通旅費 16 通行料 12 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【国保・年金課】 △3,700 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 △3,700
4. 共 済 費	21	人件費 21 健保、厚生年金保険料 21

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 医療費助成事業費	391,490	13,373	404,863	6,728			6,645
11. 健康福祉施設管理費	109,429	287	109,716				287
15. 障害者総合支援事業費	2,794,575	261	2,794,836			273	△12
計	4,990,851	11,201	5,002,052	6,728		321	4,152

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 老人福祉総務費	3,202,261	△1,942	3,200,319			8,283	△10,225
2. 老人福祉事業費	123,973	△528	123,445			△132	△396
6. 老人福祉施設管理費	7,219	109	7,328				109
9. 老人福祉施設整備費	70,029	5,126	75,155	5,126			
計	3,575,433	2,765	3,578,198	5,126		8,151	△10,512

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19. 扶 助 費	13,373	乳幼児等医療費助成事業費 【国保・年金課】 11,810 乳幼児等医療助成金 11,810 こども医療費助成事業費 【国保・年金課】 1,563 こども医療助成金 1,563
12. 委 託 料	287	日高健康福祉センター管理費 【社会福祉課】 275 投資委託料 275 設計 竹野多目的屋内運動広場管理費 【高年介護課】 12 運営委託料 12 指定管理料（竹野多目的屋内運動広場）
22. 償還金、利子及び割引料	261	障害者（児）自立支援給付事業費 【社会福祉課】 261 国県負担金等精算返納金 261 国庫負担金返納金 174 県負担金返納金 87

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助及び交付金	△6,278	介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】 4,336 介護保険事業特別会計繰出金 4,336 後期高齢者医療事業費 【国保・年金課】 △6,278 負担金 △6,278 後期高齢者医療広域連合事務費 △6,278
27. 繰 出 金	4,336	
12. 委 託 料	△528	生きがい活動支援通所事業費 【高年介護課】 △528 事業委託料 △528 生きがい活動支援通所事業
12. 委 託 料	109	長寿園管理費 【高年介護課】 109 運営委託料 109 指定管理料（長寿園）
18. 負担金、補助及び交付金	5,126	民間老人福祉施設助成事業費 【高年介護課】 5,126 交付金 5,126 地域介護・福祉空間整備等交付金 5,126

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 児童福祉総務費	2, 221, 148	5, 792	2, 226, 940				5, 792
2. 放課後児童クラブ 運 営 費	351, 822	945	352, 767				945
4. 私 立 園 費	2, 380, 491	7, 731	2, 388, 222				7, 731
5. 公 立 園 費	824, 314	△16, 642	807, 672				△16, 642
計	5, 809, 755	△2, 174	5, 807, 581				△2, 174

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	857	人件費 5,346 一般職給 857
3. 職 員 手 当 等	4,218	一般職員 857 扶養手当 270
4. 共 済 費	271	地域手当 26 住居手当 140
22. 償還金、利子及び割引料	446	通勤手当 113 時間外勤務手当 3,187 管理職手当 176 期末手当 42 勤勉手当 264 共済組合負担金 259 健保、厚生年金保険料 12 児童手当給付事務費 【国保・年金課】 446 国県負担金等精算返納金 446 国庫負担金返納金 446
1. 報 酬	△14	人件費 945 会計年度任用職員報酬 △14
3. 職 員 手 当 等	130	パートタイム職員 △14 通勤手当 130
4. 共 済 費	829	共済組合負担金 265 健保、厚生年金保険料 564
18. 負担金、補助及び交付金	7,731	私立保育園等振興事業費 【幼児育成課】 7,731 補助金 7,731 認可保育所等運営支援事業費 7,731
1. 報 酬	△11	人件費 △16,642 会計年度任用職員報酬 △11
2. 給 料	△10,149	パートタイム職員 △11 一般職給 △10,149
3. 職 員 手 当 等	△4,116	一般職員 △1,031 会計年度任用職員 △9,118
4. 共 済 費	△2,366	地域手当 △175 住居手当 △202 通勤手当 △112 期末手当 △1,777 勤勉手当 △1,690 児童手当 △160 共済組合負担金 △735 健保、厚生年金保険料 △1,094 学校共済組合負担金 △537

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 扶 助 費	891, 225	116, 000	1, 007, 225	87, 000			29, 000
計	960, 221	116, 000	1, 076, 221	87, 000			29, 000

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健衛生総務費	798, 661	1, 927	800, 588				1, 927
2. 生涯健康推進費	293, 934	△593	293, 341	150		△1, 250	507
3. 予 防 費	286, 771	18, 736	305, 507	△848			19, 584

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19. 扶 助 費	116,000	生活保護措置費 【社会福祉課】 116,000 医療扶助費 116,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	1,014	人件費 1,927 会計年度任用職員報酬 1,014
2. 給 料	△75	パートタイム職員 995 パートタイム職員（地域手当相当額） 19
3. 職 員 手 当 等	748	一般職給 △75 一般職員 △75
4. 共 済 費	240	扶養手当 92 通勤手当 38 時間外勤務手当 150 期末手当 323 勤勉手当 65 児童手当 80 共済組合負担金 123 健保、厚生年金保険料 117
1. 報 酬	△1,250	人件費 △1,250 会計年度任用職員報酬 △1,250
19. 扶 助 費	△5,209	歯科衛生士（健康増進課） △450 保健師（健康増進課） △350 管理栄養士（健康増進課） △450
22. 償還金、利子及び割引料	5,866	健康診査事業費 【健康増進課】 1,640 がん患者アピアランス助成金 300 国県負担金等精算返納金 1,340 後期高齢者医療広域連合補助金返納金 1,340 母子保健事業費 【こども未来課】 △1,347 妊婦健康診査費助成金 △5,509 国県負担金等精算返納金 4,162 国庫補助金返納金 4,162 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費 【健康増進課】 364 返還金 364 後期高齢者医療広域連合返還金 364
12. 委 託 料	17,459	予防接種事業費 【健康増進課】 18,736 業務委託料 17,459
22. 償還金、利子及び割引料	1,277	予防接種業務 1,277 国県負担金等精算返納金 1,277 国庫補助金返納金 1,277

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7. 火 葬 場 費	44,905	864	45,769				864
9. 診 療 所 費	107,441	△258	107,183				△258
10. 水 道 費	523,931	4,917	528,848		27,200		△22,283
計	4,914,772	25,593	4,940,365	△698	27,200	△1,250	341

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 清 掃 総 務 費	30,724	△225	30,499				△225
2. 塵 芥 処 理 費	499,691	△12,980	486,711				△12,980
計	554,985	△13,205	541,780				△13,205

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 農 業 委 員 会 費	62,137	145	62,282				145
2. 農 業 総 務 費	128,997	688	129,685	△39			727

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	864	斎場管理費 【生活環境課】 864 燃料費 728 光熱水費 136
27. 繰 出 金	△258	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】 △258 診療所事業特別会計繰出金 △258
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	4,917	水道事業会計負担金 【水道課】 4,917 負担金 4,917 水道事業会計 4,917

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△225	人件費 △225 住居手当 △225
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△12,980	塵芥処理事業費 【生活環境課】 △12,980 負担金 △12,980 北但行政事務組合 △12,980

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	145	人件費 145 時間外勤務手当 145
1. 報 酬	18	人件費 248 会計年度任用職員報酬 18
2. 給 料	△106	パートタイム職員 18 一般職給 △106
3. 職 員 手 当 等	358	一般職員 △106 扶養手当 161
4. 共 済 費	△22	通勤手当 18 期末手当 29

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(農 業 総 務 費)							
3. 農 業 振 興 費	620,671	△15,611	605,060	△11,351			△4,260
5. 農 地 費	393,309	△17,604	375,705	△20,717	3,500	240	△627
7. たん水防除施設費	13,643	2,491	16,134				2,491
計	1,223,799	△29,891	1,193,908	△32,107	3,500	240	△1,524

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	440	児童手当 150 共済組合負担金 △22 農業総務費 【農林水産課】 440 業務委託料 440 訴訟等業務
18. 負担金、補助及び交付金	△15,611	農業振興事業費 【農林水産課】 5,105 補助金 5,105 担い手確保・経営強化支援事業費 717 集落営農連携促進等事業費 4,388 多面的機能支払事業費 【農林水産課】 △20,000 交付金 △20,000 長寿命化活動交付金 △20,000 有機農業産地づくり推進事業費 【農林水産課】 △716 補助金 740 学校給食用無農薬米拡大支援事業費 740 交付金 △1,456 有機転換推進事業交付金 △1,456
3. 職員手当等	449	人件費 449
7. 報償費	△294	扶養手当 △57 通勤手当 18 時間外勤務手当 500
8. 旅費	△162	期末手当 △12
10. 需用費	△320	農業用施設管理費 【農林水産課】 1,560 負担金 1,560 排水路整備事業費 1,560
12. 委託料	△21,279	基盤整備促進事業費 【農林水産課】 2,546 負担金 2,546 基幹農道整備事業費 2,546
13. 使用料及び賃借料	△104	地籍調査事業費 【地籍調査課】 △22,159
18. 負担金、補助及び交付金	4,106	報償金 △294 普通旅費 △162 消耗品費 △278 燃料費 △42 業務委託料 △21,279 地籍調査業務 自動車借上料 △104
10. 需用費	1,096	ポンプ場管理費 【農林水産課】 2,491 光熱水費 1,096
12. 委託料	1,395	維持管理委託料 1,395 運転管理

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 林 業 総 務 費	76,553	△336	76,217				△336
2. 林 業 振 興 費	267,559	9,888	277,447	△2,934	15,000	122	△2,300
計	346,049	9,552	355,601	△2,934	15,000	122	△2,636

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 水 産 業 総 務 費	26,081	△261	25,820				△261
計	37,623	△261	37,362				△261

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 商 工 総 務 費	117,177	△524	116,653				△524
5. 観 光 費	155,021	△5,005	150,016	△3,115			△1,890

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△336	人件費 △336 扶養手当 △24 時間外勤務手当 △312
12. 委 託 料	△2,322	治山事業費 【農林水産課】 9,888 投資委託料 △2,322
14. 工 事 請 負 費	12,210	調査測量等 防災対策工事 12,210 林地崩壊対策

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△261	人件費 △261 通勤手当 △74 時間外勤務手当 △187

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△684	人件費 △524 一般職給 △684
3. 職 員 手 当 等	356	一般職員 △684 扶養手当 41
4. 共 済 費	△196	地域手当 △13 通勤手当 30 時間外勤務手当 170 勤勉手当 △12 児童手当 140 共済組合負担金 △196
2. 給 料	△1,583	人件費 △2,385 一般職給 △1,583
3. 職 員 手 当 等	△255	一般職員 △1,583 扶養手当 △135

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(観 光 費)							
9. 観光施設管理費	567,944	13,300	581,244			△10,000	23,300
計	1,597,252	7,771	1,605,023	△3,115		△10,000	20,886

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 土木総務費	327,796	3,997	331,793				3,997

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 共 済 費	△547	地域手当 △41
10. 需 用 費	△1,300	住居手当 △302
11. 役 務 費	△415	通勤手当 36
12. 委 託 料	△1,400	時間外勤務手当 563
18. 負担金、補助及び 交 付 金	495	期末手当 △354
		勤勉手当 △272
		児童手当 250
		共済組合負担金 △547
		観光事業費 【観光政策課】 △2,620
		消耗品費 △700
		印刷製本費 △600
		通信運搬費 △115
		手数料 △300
		業務委託料 △1,400
		ネオカルTOYOOKA推進業務
		補助金 495
		市内周遊促進事業費 495
12. 委 託 料	20,300	玄武洞公園管理費 【観光政策課】 13,300
14. 工 事 請 負 費	△7,000	業務委託料 20,000
		調査分析業務
		運営委託料 300
		指定管理料（玄武洞公園）
		設置工事費 △7,000
		落石防止ネット

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報 酬	2,030	人件費 3,997
2. 給 料	55	会計年度任用職員報酬 2,030
3. 職 員 手 当 等	1,463	パートタイム職員 1,989
4. 共 済 費	449	パートタイム職員（地域手当相当額） 41
		一般職給 55
		一般職員 55
		扶養手当 △156
		住居手当 △245
		通勤手当 29
		時間外勤務手当 1,237
		管理職手当 287
		期末手当 215
		勤勉手当 206
		児童手当 △110
		共済組合負担金 206

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(土 木 総 務 費)							
4. 排水機樋門管理費	69,704	115	69,819				115
計	484,823	4,112	488,935				4,112

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 道路橋りょう総務費	130,895	△6,439	124,456				△6,439
3. 道路新設改良費	193,773	△8,750	185,023	△5,250	△4,800		1,300
4. 雪 害 対 策 費	538,403	279,472	817,875				279,472
計	1,648,672	264,283	1,912,955	△5,250	△4,800		274,333

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		健保、厚生年金保険料 243
3. 職 員 手 当 等	△875	人件費 △875 時間外勤務手当 △875
14. 工 事 請 負 費	990	排水機樋門管理費 【建設課】 990 補修工事費 990 前川水門

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△4,127	人件費 △6,439 一般職給 △4,127
3. 職 員 手 当 等	△1,133	一般職員 △4,127 扶養手当 180
4. 共 済 費	△1,179	地域手当 △79 通勤手当 △131 期末手当 △684 勤勉手当 △599 児童手当 180 共済組合負担金 △1,179
3. 職 員 手 当 等	△750	人件費 △750 時間外勤務手当 △750
12. 委 託 料	△9,200	藤井中森線道路改良事業費 【建設課】 △4,000 整備工事費 △4,000
14. 工 事 請 負 費	1,200	藤井中森線 高龍寺本線道路改良事業費 【建設課】 △4,000 投資委託料 △9,200 測量等 整備工事費 5,200 高龍寺本線
3. 職 員 手 当 等	800	人件費 800 時間外勤務手当 800
10. 需 用 費	6,158	雪害対策事業費 【建設課】 278,672 消耗品費 6,158
12. 委 託 料	295,757	業務委託料 295,757 除雪業務
17. 備 品 購 入 費	△23,243	事業用備品 △23,243

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 河 川 総 務 費	68,538	△50	68,488				△50
計	68,538	△50	68,488				△50

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 都市計画総務費	153,631	4,369	158,000				4,369
2. 公 園 管 理 費	175,632	△2,400	173,232		△2,300		△100
8. 下 水 道 費	2,593,110	20,718	2,613,828				20,718
計	2,935,238	22,687	2,957,925		△2,300		24,987

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 住 宅 管 理 費	354,875	6,140	361,015				6,140

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△50	人件費 △50 時間外勤務手当 △50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	2,600	人件費 4,369 一般職給 2,600
3. 職 員 手 当 等	982	一般職員 2,600 地域手当 52
4. 共 済 費	787	通勤手当 102 期末手当 450 勤勉手当 378 共済組合負担金 787
12. 委 託 料	464	中央公園整備事業費 【都市整備課】 △2,400 投資委託料 464
14. 工 事 請 負 費	△2,864	調査 施工監理 整備工事費 9,831 中央公園 解体工事費 △12,695 市民体育館
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	20,718	下水道事業会計負担金 【下水道課】 20,718 負担金 20,718 下水道事業会計 20,718

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14. 工 事 請 負 費	6,140	住宅管理費 【建築住宅課】 6,140 補修工事費 6,140 市営住宅

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	354,875	6,140	361,015				6,140

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 常 備 消 防 費	1,235,816	360	1,236,176				360
2. 非 常 備 消 防 費	499,077	587	499,664			407	180
3. 消 防 施 設 費	193,824	1,061	194,885		1,000		61
4. 水 防 費	4,022	△700	3,322				△700
計	2,120,947	1,308	2,122,255		1,000	407	△99

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 事 務 局 費	330,791	△861	329,930				△861

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△330	人件費 360 一般職給 △330
3. 職 員 手 当 等	785	一般職員 △330 扶養手当 151
4. 共 済 費	△95	地域手当 △12 住居手当 364 通勤手当 28 期末手当 29 児童手当 225 共済組合負担金 △95
3. 職 員 手 当 等	180	人件費 587 時間外勤務手当 180
5. 災 害 補 償 費	407	災害補償費 407
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,061	消火栓管理費 【危機管理課】 1,061 負担金 1,061 新設改良工事費 1,000 消火用水 61
14. 工 事 請 負 費	△700	水防事業費 【出石地域振興課】 △700 解体工事費 △700 水防倉庫

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	39	人件費 △861 一般職給 39
3. 職 員 手 当 等	△819	一般職員 39 扶養手当 △184
4. 共 済 費	△81	通勤手当 18

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(事 務 局 費)							
5. 学 校 振 興 費	1, 151, 156	791	1, 151, 947			500	291
6. 特別支援教育費	226, 155	277	226, 432				277
計	1, 750, 660	207	1, 750, 867			500	△293

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 小 学 校 管 理 費	422, 906	△2, 414	420, 492				△2, 414
計	980, 452	△2, 414	978, 038				△2, 414

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		時間外勤務手当 △503 期末手当 △30 児童手当 △120 学校共済組合負担金 △81
1. 報酬	△74	人件費 291
3. 職員手当等	279	会計年度任用職員報酬 △74 パートタイム職員 △74 通勤手当 307 期末手当 △15 勤勉手当 △13
4. 共済費	86	共済組合負担金 16
17. 備品購入費	500	健保、厚生年金保険料 54 学校共済組合負担金 16 小中一貫校整備事業費 【教育施設課】 500 事業用備品 500
1. 報酬	20	人件費 277
3. 職員手当等	209	会計年度任用職員報酬 20 パートタイム職員（地域手当相当額） 20 通勤手当 209
4. 共済費	48	健保、厚生年金保険料 24 学校共済組合負担金 24

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	391	人件費 391 通勤手当 391
17. 備品購入費	△2,805	学校施設管理費 【教育施設課】 △2,805 事業用備品 △2,805

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 中 学 校 管 理 費	362,732	△2,736	359,996				△2,736
計	438,536	△2,736	435,800				△2,736

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 幼 稚 園 費	212,920	△2,121	210,799				△2,121
計	212,920	△2,121	210,799				△2,121

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会教育総務費	167,246	85	167,331				85
4. 青 少 年 教 育 費	5,885	32	5,917				32
6. 図 書 館 費	349,719	219	349,938				219

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	29	人件費 69 通勤手当 29
4. 共 済 費	40	健保、厚生年金保険料 23 学校共済組合負担金 17
17. 備 品 購 入 費	△2,805	学校施設管理費 【教育施設課】 △2,805 事業用備品 △2,805

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
2. 給 料	△456	人件費 △2,121 一般職給 △456
3. 職 員 手 当 等	△1,456	一般職員 △456 通勤手当 △102
4. 共 済 費	△209	時間外勤務手当 △900 期末手当 △240 勤勉手当 △214 共済組合負担金 438 学校共済組合負担金 △647

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	85	人件費 85 時間外勤務手当 85
3. 職 員 手 当 等	32	人件費 32 時間外勤務手当 32
3. 職 員 手 当 等	207	人件費 219 通勤手当 62
4. 共 済 費	12	時間外勤務手当 25 児童手当 120 健保、厚生年金保険料 12

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7. 市民会館等管理費	75,157	298	75,455				298
8. 市民会館等自主事業費	15,831	△8,098	7,733			△3,000	△5,098
9. 博物館等管理費	141,879	75	141,954				75
14. 資料館費	12,086	979	13,065				979
計	937,742	△6,410	931,332			△3,000	△3,410

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健体育総務費	72,198	946	73,144				946
8. 学校給食費	406,415	13,843	420,258			2,001	11,842
計	950,540	14,789	965,329			2,001	12,788

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	18	人件費 298
3. 職 員 手 当 等	280	会計年度任用職員報酬 18 パートタイム職員 18 時間外勤務手当 280
8. 旅 費	△28	市民会館等自主事業費 【文化・スポーツ振興課】 △8,098
10. 需 用 費	△544	普通旅費 △28 消耗品費 △116 食糧費 △120
11. 役 務 費	△326	印刷製本費 △308 通信運搬費 △24
12. 委 託 料	△7,000	広告料 △56 手数料 △246
13. 使用料及び賃借料	△200	業務委託料 △7,000 公演業務 著作権料 △150 通行料 △50
3. 職 員 手 当 等	21	人件費 75 通勤手当 21
4. 共 済 費	54	共済組合負担金 17 健保、厚生年金保険料 37
14. 工 事 請 負 費	979	旧福富家住宅管理費 【出石地域振興課】 979 設置工事費 979 避難誘導設備

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△137	人件費 946 一般職給 △137
3. 職 員 手 当 等	985	一般職員 △137 扶養手当 216 通勤手当 15
4. 共 済 費	98	時間外勤務手当 560 勤勉手当 △46 児童手当 240 共済組合負担金 98
10. 需 用 費	13,843	賄用需用費 【教育総務課】 13,843 賄材料費 13,843

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 元 金	5,739,646	△31,144	5,708,502				△31,144
2. 利 子	181,737	△25,462	156,275				△25,462
計	5,922,524	△56,606	5,865,918				△56,606

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22. 償還金、利子及び割引	△31,144	市債元金 【財政課】 市債元金	△31,144 △31,144
22. 償還金、利子及び割引	△25,462	市債利子 【財政課】 市債利子	△25,462 △25,462

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)			
補正後	長 等	3		27,257	11,445 (4.60月分)		38,702	6,927	45,629
	議 員	24	101,412		44,389 (4.60月分)		145,801	25,322	171,123
	その他の 特別職	3,838	187,351				187,351	278	187,629
	計	3,865	288,763	27,257	55,834		371,854	32,527	404,381
補正前	長 等	3		27,257	11,445 (4.60月分)		38,702	6,927	45,629
	議 員	24	101,412		44,389 (4.60月分)		145,801	28,765	174,566
	その他の 特別職	3,838	187,351				187,351	278	187,629
	計	3,865	288,763	27,257	55,834		371,854	35,970	407,824
比 較	長 等	0		0	0		0	0	0
	議 員	0	0		0		0	△ 3,443	△ 3,443
	その他の 特別職	0	0				0	0	0
	計	0	0	0	0		0	△ 3,443	△ 3,443

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,194) 819	1,413,847	3,079,502	2,533,917	7,027,266	1,334,318	8,361,584	
補 正 前	(1,191) 825	1,413,502	3,093,688	2,524,588	7,031,778	1,336,300	8,368,078	
比 較	(3) △ 6	345	△ 14,186	9,329	△ 4,512	△ 1,982	△ 6,494	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補 正 後	95,217	65,351	42,210	115,130	456
	補 正 前	94,627	65,603	42,276	112,921	456
	比 較	590	△ 252	△ 66	2,209	0
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	14,009	254,370	44,128	12,542	88,723
	補 正 前	14,009	246,316	44,128	12,542	88,552
	比 較	0	8,054	0	0	171
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後	501	957,154	773,371	70,755	
	補 正 前	501	958,227	774,755	69,675	
	比 較	0	△ 1,073	△ 1,384	1,080	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(4) 774		2,958,145	1,991,920	4,950,065	989,244	5,939,309	
補 正 前	(4) 776		2,963,213	1,982,962	4,946,175	991,460	5,937,635	
比 較	(0) △ 2		△ 5,068	8,958	3,890	△ 2,216	1,674	

() 内は定年前再任用短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補 正 後	95,217	62,890	42,210	63,921	456
	補 正 前	94,627	62,993	42,276	63,960	456
	比 較	590	△ 103	△ 66	△ 39	0
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	14,009	254,370	44,128	12,542	88,723
	補 正 前	14,009	246,316	44,128	12,542	88,552
	比 較	0	8,054	0	0	171
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後	501	691,710	550,488	70,755	
	補 正 前	501	691,815	551,112	69,675	
	比 較	0	△ 105	△ 624	1,080	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,190) 45	1,413,847	121,357	541,997	2,077,201	345,074	2,422,275	
補 正 前	(1,187) 49	1,413,502	130,475	541,626	2,085,603	344,840	2,430,443	
比 較	(3) △ 4	345	△ 9,118	371	△ 8,402	234	△ 8,168	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補 正 後		2,461		51,209	
	補 正 前		2,610		48,961	
	比 較		△ 149		2,248	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補 正 後		265,444	222,883		
	補 正 前		266,412	223,643		
	比 較		△ 968	△ 760		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 14,186	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増 加 分	0		
		その他の増 減 分	△ 14,186	職員の変動によるもの △ 14,186 千円	
職員手当	9,329	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増 減 分	9,329	扶養手当 590 千円 地域手当 △ 252 千円 住居手当 △ 66 千円 通勤手当 2,209 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 8,054 千円 休日勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 171 千円 管理職員特別勤務手当 0 千円 期末手当 △ 1,073 千円 勤勉手当 △ 1,384 千円 児童手当 1,080 千円	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現在高	当 該 年	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	25,576,425	23,749,683	4,859,700	45,000
(1) 総 務	3,528,493	3,221,966	725,200	1,100
(3) 衛 生	4,042,309	3,408,351	469,700	27,200
(4) 農 林 水 産	1,182,761	1,307,870	210,700	18,500
(5) 商 工	982,876	858,236	519,700	
(6) 土 木	7,015,980	6,957,732	1,105,800	△ 2,800
(7) 消 防	2,602,636	2,088,018	498,300	1,000
(8) 教 育	6,036,183	5,689,323	1,328,100	
3. そ の 他 債	13,258,489	11,933,155	79,700	
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	12,557,330	11,305,829		
合 計	39,069,891	35,914,382	4,939,400	45,000

(単位 千円)

度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
4,904,700	3,685,893	△ 28,300	3,657,593	24,923,490	73,300	24,996,790
726,300	551,833		551,833	3,395,333	1,100	3,396,433
496,900	600,075		600,075	3,277,976	27,200	3,305,176
229,200	102,229		102,229	1,416,341	18,500	1,434,841
519,700	207,069	△ 28,300	178,769	1,170,867	28,300	1,199,167
1,103,000	732,089		732,089	7,331,443	△ 2,800	7,328,643
499,300	483,963		483,963	2,102,355	1,000	2,103,355
1,328,100	950,902		950,902	6,066,521		6,066,521
79,700	2,014,906	△ 2,844	2,012,062	9,997,949	2,844	10,000,793
	1,852,440	△ 2,844	1,849,596	9,453,389	2,844	9,456,233
4,984,400	5,739,646	△ 31,144	5,708,502	35,114,136	76,144	35,190,280

歳入補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	9,729,923	260,000	9,989,923
12	地 方 交 付 税	17,725,702	280,485	18,006,187
14	分 担 金 及 び 負 担 金	147,664	122	147,786
15	使 用 料 及 び 手 数 料	708,761	450	709,211
16	国 庫 支 出 金	6,270,262	92,967	6,363,229
17	県 支 出 金	3,280,434	△ 29,005	3,251,429
18	財 産 収 入	148,664	8,838	157,502
19	寄 附 金	1,540,530	950	1,541,480
20	繰 入 金	2,809,177	△ 513,888	2,295,289
21	繰 越 金	648,319	170,000	818,319
22	諸 収 入	1,543,875	10,984	1,554,859
23	市 債	4,220,700	45,000	4,265,700
歳 入 合 計		51,804,830	326,903	52,131,733

(単位 千円)

主 な 内 容			
市民税	160,000	固定資産税	100,000
特別交付税	280,485		
治山事業費分担金	122		
城崎国際アートセンター使用料	450		
生活保護費負担金	87,000	社会保障・税番号制度システム整備費	3,440
アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業費	516	地域介護・福祉空間整備等交付金	5,126
地方スポーツ振興費	△ 3,115		
乳幼児等医療費助成事業費	5,905	こども医療費助成事業費	823
がん患者アピアランスサポート事業費	150	带状疱疹予防接種助成事業費	△ 848
多面的機能支払交付金	△ 15,039	地籍調査事業費	△ 20,717
担い手確保・経営強化支援交付金	717	みどりの食料システム戦略推進交付金	△ 1,456
集落営農連携促進等事業費	4,388	治山事業費	△ 2,934
人口動態調査事務委託金	6		
土地売払収入	8,838		
一般寄附金	100	教育総務費寄附金	850
財政調整基金	△ 503,888	公共施設整備基金	△ 10,000
前年度繰越金	170,000		
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入	△ 1,250	学校給食徴収金	2,001
工事費負担金	240	利用者負担金	△ 132
事業負担金	48	補助金・交付金	3,353
消防団員交付金等	407	市民会館等入場料	△ 3,000
移転補償金	761	返納金	8,556
鉄道交通対策事業債	1,100	水道施設整備事業債	27,200
土地改良事業債	3,500	治山事業債	15,000
道路整備事業債	△ 500	公園整備事業債	△ 2,300
消防防災施設整備事業債	1,000		

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	261,069	△ 3,443	257,626
2	総 務 費	8,586,421	△ 40,194	8,546,227
3	民 生 費	15,336,260	127,792	15,464,052
4	衛 生 費	5,469,757	12,388	5,482,145
6	農 林 水 産 業 費	1,607,471	△ 20,600	1,586,871
7	商 工 費	1,597,252	7,771	1,605,023
8	土 木 費	5,503,754	297,172	5,800,926

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	△ 3,443		
人件費	2,978	表彰栄典費	1,166
基金管理費	△ 550	財産管理費	1,909
城崎国際アートセンター管理費	1,238	地方創生推進費	450
鉄道交通対策事業費	1,130	バス交通対策事業費	5,982
公共交通対策事業費	△ 8,616	コウノトリ野生復帰推進事業費	116
ハチゴロウの戸島湿地管理費	561	行政情報化推進事業費	△ 19,850
地域おこし協力隊推進事業費	△ 33,507	戸籍住民基本台帳事務費	6,793
人口動態調査費	6		
人件費	△ 9,497	福祉事務所費	126
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△ 3,700	乳幼児等医療費助成事業費	11,810
こども医療費助成事業費	1,563	日高健康福祉センター管理費	275
竹野多目的屋内運動広場管理費	12	障害者（児）自立支援給付事業費	261
介護保険事業特別会計繰出金	4,336	後期高齢者医療事業費	△ 6,278
生きがい活動支援通所事業費	△ 528	長寿園管理費	109
民間老人福祉施設助成事業費	5,126	児童手当給付事務費	446
私立保育園等振興事業費	7,731	生活保護措置費	116,000
人件費	452	健康診査事業費	1,640
母子保健事業費	△ 1,347	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	364
予防接種事業費	18,736	斎場管理費	864
診療所事業特別会計繰出金	△ 258	水道事業会計負担金	4,917
塵芥処理事業費	△ 12,980		
人件費	245	農業総務費	440
農業振興事業費	5,105	多面的機能支払事業費	△ 20,000
有機農業産地づくり推進事業費	△ 716	農業用施設管理費	1,560
基盤整備促進事業費	2,546	地籍調査事業費	△ 22,159
ポンプ場管理費	2,491	治山事業費	9,888
人件費	△ 2,909	観光事業費	△ 2,620
玄武洞公園管理費	13,300		
人件費	1,052	排水機樋門管理費	990
藤井中森線道路改良事業費	△ 4,000	高龍寺本線道路改良事業費	△ 4,000
雪害対策事業費	278,672	中央公園整備事業費	△ 2,400
下水道事業会計負担金	20,718	住宅管理費	6,140

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
9	消 防 費	2, 120, 947	1, 308	2, 122, 255
10	教 育 費	5, 270, 850	1, 315	5, 272, 165
12	公 債 費	5, 922, 524	△ 56, 606	5, 865, 918
歳 出 合 計		51, 804, 830	326, 903	52, 131, 733

主 な 内 容			
人件費	947	消火栓管理費	1,061
水防事業費	△ 700		
人件費	△ 299	小中一貫校整備事業費	500
学校施設管理費（小学校）	△ 2,805	学校施設管理費（中学校）	△ 2,805
市民会館等自主事業費	△ 8,098	旧福富家住宅管理費	979
賄用需用費	13,843		
市債元金	△ 31,144	市債利子	△ 25,462

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,702,265	345	1,702,610
2	給 料	3,120,945	△ 14,186	3,106,759
3	職 員 手 当 等	2,580,422	9,329	2,589,751
4	共 済 費	1,372,994	△ 5,425	1,367,569
5	災 害 補 償 費	1,799	407	2,206
7	報 償 費	195,388	918	196,306
8	旅 費	65,511	△ 147	65,364
10	需 用 費	1,731,102	22,157	1,753,259
11	役 務 費	522,522	△ 180	522,342
12	委 託 料	5,167,765	266,658	5,434,423
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	469,123	△ 20,142	448,981
14	工 事 請 負 費	4,583,222	22,926	4,606,148
17	備 品 購 入 費	394,376	△ 28,180	366,196
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	10,968,289	△ 3,263	10,965,026
19	扶 助 費	8,226,604	124,164	8,350,768
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	6,111,019	△ 48,306	6,062,713
24	積 立 金	977,006	△ 550	976,456
27	繰 出 金	2,939,745	378	2,940,123
歳 出 合 計		51,804,830	326,903	52,131,733

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	9,184,267	△ 12,972	9,171,295
2	物 件 費	7,354,671	278,554	7,633,225
3	維 持 補 修 費	130,710	1,148	131,858
4	扶 助 費	8,226,604	124,164	8,350,768
5	補 助 費 等	10,462,890	△ 5,604	10,457,286
6	普 通 建 設 事 業 費	5,981,514	△ 1,609	5,979,905
(1)	補 助 事 業 費	2,351,527	△ 4,641	2,346,886
(2)	単 独 事 業 費	3,629,987	3,032	3,633,019
9	公 債 費	5,921,383	△ 56,606	5,864,777
(1)	元 利 償 還 費	5,919,383	△ 56,606	5,862,777
(7)	元 金	5,739,646	△ 31,144	5,708,502
(4)	利 子	179,737	△ 25,462	154,275
10	積 立 金	977,006	△ 550	976,456
13	繰 出 金	2,939,745	378	2,940,123
歳 出 合 計		51,804,830	326,903	52,131,733

一般会計投資的経費一覧

< 普通建設事業 >

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	鉄道交通対策事業費	1,130		1,100		30
	公共交通対策事業費	10,100	5,250	4,300		550
小計		11,230	5,250	5,400		580
民生費	日高健康福祉センター管理費	275				275
	民間老人福祉施設助成事業費	5,126	5,126			
小計		5,401	5,126			275
農林水産業費	農業用施設管理費	1,560		1,200		360
	基盤整備促進事業費	2,546		2,300		246
	治山事業費	9,888	△ 2,934	15,000	122	△ 2,300
小計		13,994	△ 2,934	18,500	122	△ 1,694
商工費	玄武洞公園管理費	△ 7,000				△ 7,000
小計		△ 7,000				△ 7,000
土木費	排水機樋門管理費	990				990
	藤井中森線道路改良事業費	△ 4,000	△ 2,625	△ 2,400		1,025
	高龍寺本線道路改良事業費	△ 4,000	△ 2,625	△ 2,400		1,025
	雪害対策事業費	△ 23,243				△ 23,243
	中央公園整備事業費	△ 2,400		△ 2,300		△ 100
	住宅管理費	6,140				6,140
小計		△ 26,513	△ 5,250	△ 7,100		△ 14,163
消防費	消火栓管理費	1,000		1,000		
	水防事業費	△ 700				△ 700
小計		300		1,000		△ 700
教育費	旧福富家住宅管理費	979				979
小計		979				979
合計		△ 1,609	2,192	17,800	122	△ 21,723

一般会計地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債 (充当率 90%)	土地改良事業	農道橋長寿命化事業	2,300
		田鶴野地区排水路整備事業	1,200
	道路整備事業	役場前線道路改良事業	4,300
小計			7,800
一般事業債 (充当率 100%)	鉄道交通対策事業	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備 事業費補助金	1,100
小計			1,100
合併特例事業債 (充当率 95%)	公園整備事業	中央公園整備事業	△ 2,300
小計			△ 2,300
緊急防災・減災 事業債 (充当率 100%)	消防防災施設整備事業	消火栓整備事業	1,000
小計			1,000
緊急自然災害 防止対策事業債 (充当率 100%)	治山事業	林地崩壊対策事業	15,000
小計			15,000
辺地対策事業債 (充当率 100%)	道路整備事業	藤井中森線道路改良事業	△ 2,400
小計			△ 2,400
過疎対策事業債 (充当率 100%)	道路整備事業	高龍寺本線道路改良事業	△ 2,400
小計			△ 2,400
一般会計出資債 (充当率 100%)	水道施設整備事業	水道事業会計負担金	27,200
小計			27,200
合計			45,000

第122号議案

令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）

令和7年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,237千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,682,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることが
できる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		0	10,937	10,937
	2. 国 庫 補 助 金	0	10,937	10,937
6. 繰 入 金		721,915	△3,700	718,215
	1. 他 会 計 繰 入 金	671,915	△3,700	668,215
歳 入 合 計		8,674,808	7,237	8,682,045

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		130,443	9,799	140,242
	1. 総 務 管 理 費	120,413	9,799	130,212
9. 基 金 積 立 金		14,378	△2,562	11,816
	1. 基 金 積 立 金	14,378	△2,562	11,816
歳 出 合 計		8,674,808	7,237	8,682,045

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
特 定 健 康 診 査 業 務	令和8年度	32,265
計		32,265

令和 7 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算 (第 2 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	0	10,937	10,937
6. 繰入金	721,915	△3,700	718,215
歳入合計	8,674,808	7,237	8,682,045

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	130,443	9,799	140,242
3. 国民健康保険事業費納付金	2,313,464	0	2,313,464
9. 基 金 積 立 金	14,378	△2,562	11,816
歳 出 合 計	8,674,808	7,237	8,682,045

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
10,866		△1,067	
71		△7,367	7,296
			△2,562
10,937	0	△8,434	4,734

2. 歳 入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	71	71
2. 国保制度関係業務事業費補助金	0	10,866	10,866
計	0	10,937	10,937

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一般会計繰入金	671,915	△3,700	668,215
計	671,915	△3,700	668,215

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1.	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	71	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
1.	国保制度関係業務事業費補助金	10,866	国保制度関係業務事業費補助金

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
4.	職員給与費等繰入金	△1,067	職員給与費等繰入金
6.	財政安定化支援事業繰入金	4,734	財政安定化支援事業繰入金
7.	その他一般会計繰入金	△7,367	その他一般会計繰入金

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	120,413	9,799	130,212	10,866		△1,067	
計	120,413	9,799	130,212	10,866		△1,067	

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者医療 給 付 費 分	1,586,458	0	1,586,458	71		△7,367	7,296
計	1,586,458	0	1,586,458	71		△7,367	7,296

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 財政調整基金積立 金	14,378	△2,562	11,816				△2,562
計	14,378	△2,562	11,816				△2,562

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	30	人件費 △1,177 一般職給 30 一般職員 30 扶養手当 △207 住居手当 168 通勤手当 △63 期末手当 △504 勤勉手当 △387 児童手当 △60 共済組合負担金 △180 負担金 26 退職手当組合 26 一般管理費 【国保・年金課】 10,976 業務委託料 10,976 第三者行為損害賠償求償業務 基幹システム改修業務
3. 職員手当等	△1,053	
4. 共済費	△180	
12. 委託料	10,976	
18. 負担金、補助及び交付金	26	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	△2,562	基金積立金 【国保・年金課】 △2,562 国民健康保険財政調整基金積立金 △2,562

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	12	107			107	1	108	
	計	12	107			107	1	108	
補正前	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	12	107			107	1	108	
	計	12	107			107	1	108	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	0	0			0	0	0	
	計	0	0			0	0	0	

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(11) 15	19,870	58,370	38,799	117,039	23,956	140,995	
補正前	(11) 15	19,870	58,340	39,852	118,062	24,136	142,198	
比 較	(0) 0	0	30	△ 1,053	△ 1,023	△ 180	△ 1,203	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	855	1,194	840	1,776	
	補正前	1,062	1,194	672	1,839	
	比 較	△ 207	0	168	△ 63	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	19	2,631			574
	補正前	19	2,631			574
	比 較	0	0			0
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		16,632	13,818	460	
	補正前		17,136	14,205	520	
	比 較		△ 504	△ 387	△ 60	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 15		58,370	30,930	89,300	19,221	108,521	
補正前	(0) 15		58,340	31,983	90,323	19,401	109,724	
比 較	(0) 0		30	△ 1,053	△ 1,023	△ 180	△ 1,203	

() 内は定年前三任用短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	855	1,194	840	1,124	
	補正前	1,062	1,194	672	1,187	
	比 較	△ 207	0	168	△ 63	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	19	2,631			574
	補正前	19	2,631			574
	比 較	0	0			0
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		12,710	10,523	460	
	補正前		13,214	10,910	520	
	比 較		△ 504	△ 387	△ 60	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(11)	19,870		7,869	27,739	4,735	32,474	
補正前	(11)	19,870		7,869	27,739	4,735	32,474	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後				652	
	補正前				652	
	比 較				0	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		3,922	3,295		
	補正前		3,922	3,295		
	比 較		0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	30	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	30	職員の変動によるもの 30 千円	
職員手当	△ 1,053	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,053	扶養手当 △ 207 千円 地域手当 0 千円 住居手当 168 千円 通勤手当 △ 63 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 0 千円 休日勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 管理職員特別勤務手当 0 千円 期末手当 △ 504 千円 勤勉手当 △ 387 千円 児童手当 △ 60 千円	

第123号議案

令和7年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

令和7年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,584,855千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 国庫支出金		0	3,563	3,563
	1. 国庫補助金	0	3,563	3,563
歳入合計		1,581,292	3,563	1,584,855

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		36,906	3,563	40,469
	1. 総 務 管 理 費	32,959	3,563	36,522
歳 出 合 計		1,581,292	3,563	1,584,855

令和 7 年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第 2 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 国庫支出金	0	3,563	3,563
歳入合計	1,581,292	3,563	1,584,855

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	36,906	3,563	40,469
歳 出 合 計	1,581,292	3,563	1,584,855

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3,563			
3,563	0	0	0

2. 歳 入

(款) 7. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療事業費補助金	0	3,563	3,563
計	0	3,563	3,563

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 後期高齢者医療事業 費 補 助 金	3,563	子ども・子育て支援事業費補助金 3,563

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	32,959	3,563	36,522	3,563			
計	32,959	3,563	36,522	3,563			

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	3,563	一般管理費 【国保・年金課】 3,563 業務委託料 3,563 後期高齢者医療システム改修業務

第124号議案

令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和7年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,632,851千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰 入 金		1, 831, 686	4, 336	1, 836, 022
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1, 716, 102	4, 336	1, 720, 438
歳 入 合 計		10, 628, 515	4, 336	10, 632, 851

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		356,362	4,433	360,795
	1. 総 務 管 理 費	305,421	4,433	309,854
3. 地 域 支 援 事 業 費		707,771	△97	707,674
	2. 一般介護予防事業費	34,155	△126	34,029
	3. 包括的支援事業・任意事業費	285,825	29	285,854
歳 出 合 計		10,628,515	4,336	10,632,851

令和 7 年度豊岡市介護保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	1,831,686	4,336	1,836,022
歳入合計	10,628,515	4,336	10,632,851

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	356,362	4,433	360,795
3. 地 域 支 援 事 業 費	707,771	△97	707,674
歳 出 合 計	10,628,515	4,336	10,632,851

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		4,433	
		△97	
0	0	4,336	0

2. 歳 入

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	64,185	△126	64,059
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	71,688	29	71,717
5. その他一般会計繰入金	361,041	4,433	365,474
計	1,716,102	4,336	1,720,438

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	△126	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） △126
1. 現 年 度 分	29	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） 29
1. 職員給与費等繰入金	4,433	職員給与費等繰入金 4,433

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	304,530	4,433	308,963			4,433	
計	305,421	4,433	309,854			4,433	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般介護予防事業費	34,155	△126	34,029			△126	
計	34,155	△126	34,029			△126	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 任 意 事 業 費	33,861	△83	33,778			△83	
5. 在宅医療・介護連携推進事業費	2,831	20	2,851			20	
10. 地域包括支援センター運営事業費	202,279	92	202,371			92	

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
2. 給 料	296	人件費 4,433 一般職給 296
3. 職 員 手 当 等	3,956	一般職員 296 扶養手当 81
4. 共 済 費	133	通勤手当 324 時間外勤務手当 3,367
18. 負担金、補助及び交 付 金	48	期末手当 108 勤勉手当 76 共済組合負担金 110 健保、厚生年金保険料 23 負担金 48 退職手当組合 48

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△126	人件費 △126 扶養手当 △39 時間外勤務手当 △87

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△83	人件費 △83 時間外勤務手当 △83
3. 職 員 手 当 等	20	人件費 20 時間外勤務手当 20
2. 給 料	64	人件費 92 一般職給 64
3. 職 員 手 当 等	28	一般職員 64 期末手当 16 勤勉手当 12

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	285,825	29	285,854			29	

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	56	11,520			11,520	47	11,567	
	計	56	11,520			11,520	47	11,567	
補正前	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	56	11,520			11,520	47	11,567	
	計	56	11,520			11,520	47	11,567	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	0	0			0	0	0	
	計	0	0			0	0	0	

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(78) 27	110,202	99,449	102,407	312,058	58,935	370,993	
補正前	(78) 27	110,202	99,089	98,612	307,903	58,802	366,705	
比 較	(0) 0	0	360	3,795	4,155	133	4,288	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	2,808	2,046	624	5,071	
	補正前	2,766	2,046	624	4,747	
	比 較	42	0	0	324	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後		10,120			574
	補正前		6,903			574
	比 較		3,217			0
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		43,547	35,892	1,725	
	補正前		43,423	35,804	1,725	
	比 較		124	88	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 27		99,449	59,353	158,802	32,637	191,439	
補正前	(1) 27		99,089	55,817	154,906	32,527	187,433	
比 較	(0) 0		360	3,536	3,896	110	4,006	

() 内は定年前再任用短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	2,808	2,046	624	1,895	
	補正前	2,766	2,046	624	1,830	
	比 較	42	0	0	65	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後		10,120			574
	補正前		6,903			574
	比 較		3,217			0
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		21,875	17,686	1,725	
	補正前		21,751	17,598	1,725	
	比 較		124	88	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(77)	110,202		43,054	153,256	26,298	179,554	
補正前	(77)	110,202		42,795	152,997	26,275	179,272	
比 較	(0)	0		259	259	23	282	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後				3,176	
	補正前				2,917	
	比 較				259	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		21,672	18,206		
	補正前		21,672	18,206		
	比 較		0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	360	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	360	職員の変動によるもの 360 千円	
職員手当	3,795	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	3,795	扶養手当 42 千円	
				地域手当 0 千円	
				住居手当 0 千円	
				通勤手当 324 千円	
				単身赴任手当 0 千円	
				特殊勤務手当 0 千円	
				時間外勤務手当 3,217 千円	
				休日勤務手当 0 千円	
				夜間勤務手当 0 千円	
				管理職手当 0 千円	
				管理職員特別勤務手当 0 千円	
				期末手当 124 千円	
				勤勉手当 88 千円	
				児童手当 0 千円	

第125号議案

令和7年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第3号)

令和7年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,655千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 高 橋 診 療 所 収 入		77,031	0	77,031
	4. 県 支 出 金	4,735	△155	4,580
	7. 繰 入 金	33,514	155	33,669
5. 但 東 歯 科 診 療 所 収 入		20,205	1,655	21,860
	1. 診 療 収 入	15,702	2,068	17,770
	7. 繰 入 金	2,780	△413	2,367
歳 入 合 計		317,356	1,655	319,011

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 但 東 歯 科 診 療 所 費		20,105	1,655	21,760
	1. 総 務 費	12,098	1,277	13,375
	2. 医 業 費	8,007	378	8,385
歳 出 合 計		317,356	1,655	319,011

令和 7 年度豊岡市診療所事業特別会計
補正予算（第 3 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 高橋診療所収入	77,031	0	77,031
5. 但東歯科診療所収入	20,205	1,655	21,860
歳入合計	317,356	1,655	319,011

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 高 橋 診 療 所 費	76,931	0	76,931
5. 但 東 齒 科 診 療 所 費	20,105	1,655	21,760
歳 出 合 計	317,356	1,655	319,011

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
△155			155
			1,655
△155	0	0	1,810

2. 歳 入

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 4. 県支出金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 県 補 助 金	4,735	△155	4,580
計	4,735	△155	4,580

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	33,514	155	33,669
計	33,514	155	33,669

(款) 5. 但東歯科診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 外 来 収 入	15,702	2,068	17,770
計	15,702	2,068	17,770

(款) 5. 但東歯科診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,780	△413	2,367
計	2,780	△413	2,367

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 医 業 費 補 助 金	△155	医療施設等設備整備費補助金 △155

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	155	一般会計繰入金 155

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 国民健康保険診療報酬 収 入	275	現年度分 275
3. 後期高齢者診療報酬 収 入	1,031	現年度分 1,031
4. 一 部 負 担 金 収 入	403	現年度分 403
5. その他診療報酬収入	359	現年度分 359

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	△413	一般会計繰入金 △413

3. 歳 出

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	28,325	0	28,325	△155			155
計	28,325	0	28,325	△155			155

(款) 5. 但東歯科診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	12,098	1,277	13,375				1,277
計	12,098	1,277	13,375				1,277

(款) 5. 但東歯科診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	8,007	378	8,385				378
計	8,007	378	8,385				378

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	1,277	一般管理費 【健康増進課】 1,277 業務委託料 1,277 診察業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	378	医業費 【健康増進課】 378 業務委託料 378 歯科技工業務

第126号議案

令和7年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)

令和7年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 財 産 収 入		102,156	394	102,550
	1.財 産 売 払 収 入	101,893	394	102,287
歳 入 合 計		117,685	394	118,079

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 施 設 費		44,631	394	45,025
	1. 施 設 費	44,631	394	45,025
歳 出 合 計		117,685	394	118,079

令和 7 年度豊岡市太陽光発電事業特別会計
補正予算（第 2 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入	102,156	394	102,550
歳入合計	117,685	394	118,079

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 施 設 費	44,631	394	45,025
歳 出 合 計	117,685	394	118,079

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			394
0	0	0	394

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産売却収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 生 産 物 売 払 収 入	101,893	394	102,287
計	101,893	394	102,287

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1.	生産物売払収入	394	電力売払収入 山宮地場太陽光発電
			394 394

3. 歳 出

(款) 2. 施設費

(項) 1. 施設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	44,631	394	45,025				394
計	44,631	394	45,025				394

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	69	山宮地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 394
		修繕料 69
26. 公 課 費	325	消費税及び地方消費税 325

令和7年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	964,021 千円	159,992 千円	1,124,013 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,477,371 千円	△ 22,451 千円	2,454,920 千円
第1項 営業収益	1,870,444 千円	61 千円	1,870,505 千円
第2項 営業外収益	606,925 千円	△ 22,512 千円	584,413 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,399,318 千円	△ 45,572 千円	2,353,746 千円
第1項 営業費用	2,091,172 千円	△ 33,071 千円	2,058,101 千円
第2項 営業外費用	200,089 千円	△ 12,501 千円	187,588 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,241,695 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 66,980 千円、過年度分損益勘定留保資金 49 千円、当年度分損益勘定留保資金 980,766 千円及び建設改良積立金 193,900 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,317,219 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 78,879 千円、過年度分損益勘定留保資金 49 千円、当年度分損益勘定留保資金 947,891 千円及び建設改良積立金 290,400千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	726,144 千円	83,332 千円	809,476 千円
第1項 企業債	338,300 千円	27,000 千円	365,300 千円
第2項 出資金	193,171 千円	27,228 千円	220,399 千円
第3項 負担金	41,607 千円	1,000 千円	42,607 千円
第4項 補助金	153,065 千円	28,104 千円	181,169 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,967,839 千円	158,856 千円	2,126,695 千円
第1項 建設改良費	979,688 千円	159,992 千円	1,139,680 千円
第2項 企業債償還金	988,151 千円	△ 1,136 千円	987,015 千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を、次のように改める。

追加

事 項	期 間	限 度 額
水質検査業務	令和8年度	24,400千円
老朽管更新事業	令和8年度	135,000千円

廃止

事 項	期 間	限 度 額
大見塚受水池・配水池改築業務	令和8年度	140,000千円

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建 設 改 良 費	338,300千円	365,300千円
計	338,300千円	365,300千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「316,158千円」を「293,847千円」に改める。

令和 7 年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

令和 7 年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第 3 号) に関する説明書

令和7年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,477,371	△ 22,451	2,454,920			
1 営業収益	1,870,444	61	1,870,505			
15 その他営業 収益	68,820	61	68,881	020 他会計負担金	61	消火栓維持管理負担金
2 営業外収益	606,925	△ 22,512	584,413			
10 他会計補助 金	316,158	△ 22,311	293,847	005 一般会計補助金	△ 22,311	
17 長期前受金 戻入	248,776	△ 201	248,575	015 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	213	
				020 工事負担金長期 前受金戻入	△ 258	
				090 その他資本剰余 金長期前受金戻 入	△ 156	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,399,318	△ 45,572	2,353,746			
1 営業費用	2,091,172	△ 33,071	2,058,101			
25 減価償却費	1,175,756	△ 33,071	1,142,685	105 有形固定資産 減価償却費	△ 33,071	構築物 △ 980 機械及び装置 △ 31,830 工具器具及び 備品 △ 128 リース資産 △ 133
2 営業外費用	200,089	△ 12,501	187,588			
05 支払利息	125,495	1,421	126,916	135 企業債利息	1,421	
15 消費税及び 地方消費税	56,578	△ 13,922	42,656	155 消費税及び地方 消費税	△ 13,922	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的収入	726,144	83,332	809,476			
1 企業債	338,300	27,000	365,300			
05 企業債	338,300	27,000	365,300			
				005 企業債	27,000	水道事業債
2 出資金	193,171	27,228	220,399			
05 他会計出資金	193,171	27,228	220,399			
				005 一般会計出資金	27,228	一般会計繰入金
3 負担金	41,607	1,000	42,607			
05 他会計負担金	41,607	1,000	42,607			
				005 一般会計負担金	1,000	消火栓新設改良負担金
4 補助金	153,065	28,104	181,169			
05 国庫補助金	153,065	28,104	181,169			
				005 国庫補助金	28,104	社会資本整備総合交付金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	1,967,839	158,856	2,126,695			
1 建設改良費	979,688	159,992	1,139,680			
05 配水施設費	964,021	159,992	1,124,013			
				090 工事請負費	159,992	施設設備
2 企業債償還金	988,151	△ 1,136	987,015			
05 企業債償還金	988,151	△ 1,136	987,015			
				175 企業債償還金	△ 1,136	

令和7年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	19,855
減価償却費	1,142,685
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	693
長期前受金戻入額	△ 248,575
受取利息及び受取配当金	△ 1,725
支払利息	126,916
固定資産除却損	53,800
未収金の増減額 (△は増加)	44,257
未払金の増減額 (△は減少)	△ 16,274
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 1,529
前払金の増減額 (△は増加)	15,900
小計	1,136,003
利息及び配当金の受取額	1,725
利息の支払額	△ 126,916
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,010,812

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,249,039
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	△ 2,413
国庫補助金等による収入	178,613
負担金による収入	44,180
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,028,657

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	434,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 987,015
他会計からの出資による収入	220,399
リース債務の返済による支出	△ 1,356
豊岡市奨学基金への支出	△ 900
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 334,872

資金増加額	△ 352,717
資金期首残高	2,132,444
資金期末残高	1,779,727

債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補助金	企業債	損益勘 定留保 資金	その他
水質検査業務	24,400			令和8年度	24,400			24,400	
老朽管更新事業	135,000			令和8年度	135,000			135,000	

廃止

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補助金	企業債	損益勘 定留保 資金	その他
大見塚受水池・ 配水池改築業務	140,000			令和8年度	140,000	46,666	46,600	68	46,666

令和7年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和8年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		696,202	
ロ 建 物	2,004,790		
減価償却累計額	<u>△ 1,128,755</u>	876,035	
ハ 構 築 物	35,700,465		
減価償却累計額	<u>△ 18,886,108</u>	16,814,357	
ニ 機械及び装置	9,563,962		
減価償却累計額	<u>△ 6,803,125</u>	2,760,837	
ホ 車両及び運搬具	19,023		
減価償却累計額	<u>△ 18,072</u>	951	
ヘ 工具器具及び備品	101,625		
減価償却累計額	<u>△ 83,173</u>	18,452	
ト リース資産	6,188		
減価償却累計額	<u>△ 1,393</u>	4,795	
チ 建設仮勘定		<u>1,154,742</u>	
有形固定資産合計			22,326,371

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		2,268	
ロ その他無形固定資産		<u>165,719</u>	
無形固定資産合計			<u>167,987</u>

固定資産合計 22,494,358

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		1,779,727	
(2) 未収金	393,651		
貸倒引当金	<u>△ 10,588</u>	383,063	
(3) 貯蔵品		27,005	
(4) 前払金		998	
(5) その他流動資産		<u>61</u>	
流動資産合計			<u>2,190,854</u>

資産合計 24,685,212

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

7,380,637

企業債合計

7,380,637

(2) リース債務

3,793

固定負債合計

7,384,430

4 流 動 負 債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

958,909

企業債合計

958,909

(2) リース債務

1,371

(3) 未払金

223,581

(4) 引当金

イ 賞与引当金

7,473

ロ 法定福利費引当金

1,470

引当金合計

8,943

(5) その他流動負債

3,150

流動負債合計

1,195,954

5 繰 延 収 益

長期前受金

11,880,193

収益化累計額

△ 7,437,459

繰延収益合計

4,442,734

負債合計

13,023,118

資 本 の 部

6 資 本 金

9,036,864

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

18,564

ロ 国庫（県）補助金

52,302

ハ 一般会計補助金

2,816

ニ 工事負担金

75,532

ホ その他資本剰余金

161,627

資本剰余金合計

310,841

(2) 利益剰余金

イ 建設改良積立金

1,289,171

ロ 資産維持積立金

425,300

ハ 当年度末処分利益剰余金

599,918

利益剰余金合計

2,314,389

剰余金合計

2,625,230

資本合計

11,662,094

負債資本合計

24,685,212

注記

I 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、1,133,589千円である。

令和7年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款	下水道事業収益	5,708,037 千円	△ 130,287 千円	5,577,750 千円
第1項	営業収益	1,767,019 千円	17,099 千円	1,784,118 千円
第2項	営業外収益	3,941,016 千円	△ 147,386 千円	3,793,630 千円
支 出				
第1款	下水道事業費用	4,893,920 千円	△ 259,691 千円	4,634,229 千円
第1項	営業費用	4,497,374 千円	△ 254,462 千円	4,242,912 千円
第2項	営業外費用	388,465 千円	△ 5,229 千円	383,236 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,702,827千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額104,666千円、当年度分損益勘定留保資金1,842,185千円、減債積立金755,976千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,702,827千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額104,666千円、当年度分損益勘定留保資金1,738,345千円、減債積立金 859,816千円」に改める。

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第9条中「2,465,382千円」を「2,469,001千円」に改める。

（債務負担行為）

第5条 予算第9条の次に第10条を加え、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
汚泥処理運搬業務	令和 8 年度	56,474千円
個別排水処理施設保守点検業務	令和 8 年度	1,626千円
公共下水道処理施設し渣及び草 収集運搬業務	令和 8 年度	1,740千円

令和 7 年11月28日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

令和7年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第2号)に関する説明書

令和7年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,708,037	△ 130,287	5,577,750			
1 営業収益	1,767,019	17,099	1,784,118			
10 他会計負担金	139,784	17,099	156,883			
				005 雨水処理負担金	17,099	
2 営業外収益	3,941,016	△ 147,386	3,793,630			
15 他会計補助金	2,465,382	3,619	2,469,001			
				005 一般会計補助金	3,619	一般会計繰入金
23 長期前受金戻入	1,407,409	△ 150,622	1,256,787			
				005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	△ 137,958	
				010 他会計補助金長期 前受金戻入	△ 10,803	
				015 受益者負担金 (分担金)長期 前受金戻入	△ 1,861	
30 消費税及び地方 消費税還付金	55,707	△ 383	55,324			
				005 消費税及び地方 消費税還付金	△ 383	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,893,920	△ 259,691	4,634,229			
1 営業費用	4,497,374	△ 254,462	4,242,912			
30 減価償却費	3,242,221	△ 254,462	2,987,759			
				175 有形固定資産減 価償却費	△ 253,820	建物 △ 1,066 建物附属設備 △ 1,965 構築物 △ 578 機械及び装置 △ 249,863 工具器具及び備品 △ 227 リース資産 △ 121
				180 無形固定資産減 価償却費	△ 642	電算ソフトウェア
2 営業外費用	388,465	△ 5,229	383,236			
05 支払利息	388,463	△ 5,229	383,234			
				205 企業債利息	△ 5,229	

令和7年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	838,856
減価償却費	2,987,759
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	145
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 4,041
長期前受金戻入額	△ 1,256,787
受取利息及び受取配当金	△ 471
支払利息	383,234
固定資産除却損	7,372
未収金の増減額 (△は増加)	△ 50,763
未払金の増減額 (△は減少)	59,040
小計	2,964,344
利息及び配当金の受取額	471
利息の支払額	△ 383,234
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,581,581

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,296,880
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,690,760
負担金等による収入	841
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,605,277

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,716,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,756,188
リース債務の返済による支出	△ 1,170
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,041,258

資金増加額	△ 64,954
資金期首残高	2,936,089
資金期末残高	2,871,135

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
汚泥処理 運搬業務	56,474			令和8年度	56,474				56,474
個別排水処理 施設保守点検 業務	1,626			令和8年度	1,626				1,626
公共下水道処 理施設し渣及 び草収集運搬 業務	1,740			令和8年度	1,740				1,740

令和7年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和8年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,914,756	
ロ 立木		41,477	
ハ 建物	8,382,976		
減価償却累計額	<u>△ 3,753,643</u>	4,629,333	
ニ 建物附属設備	1,144,736		
減価償却累計額	<u>△ 1,107,876</u>	36,860	
ホ 構築物	107,254,947		
減価償却累計額	<u>△ 48,711,814</u>	58,543,133	
ヘ 機械及び装置	32,081,933		
減価償却累計額	<u>△ 21,170,345</u>	10,911,588	
ト 車両及び運搬具	8,490		
減価償却累計額	<u>△ 8,072</u>	418	
チ 工具器具及び備品	63,428		
減価償却累計額	<u>△ 58,705</u>	4,723	
リ リース資産	5,314		
減価償却累計額	<u>△ 1,196</u>	4,118	
ヌ 建設仮勘定		<u>3,268,948</u>	
有形固定資産合計			80,355,354
(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権		5,564	
ロ 電話加入権		<u>3,300</u>	
無形固定資産合計			<u>8,864</u>
固定資産合計			80,364,218

2 流動資産

(1) 現金預金		2,871,135	
(2) 未収金	368,035		
貸倒引当金	<u>△ 9,350</u>	358,685	
(3) その他流動資産		<u>78</u>	
流動資産合計			<u>3,229,898</u>

資産合計

83,594,116

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

33,128,893

企業債合計

33,128,893

(2) リース債務

2,822

(3) 引当金

イ 修繕引当金

11,355

引当金合計

11,355

固定負債合計

33,143,070

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,611,705

企業債合計

3,611,705

(2) リース債務

1,063

(3) 未払金

1,287,578

(4) 預り金

4,408

(5) 引当金

イ 賞与引当金

6,280

ロ 法定福利費引当金

1,294

引当金合計

7,574

流動負債合計

4,912,328

5 繰延収益

長期前受金

64,012,997

収益化累計額

△ 32,388,866

繰延収益合計

31,624,131

負債合計

69,679,529

資本の部

6 資本金

10,846,306

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫（県）補助金

796,164

ロ 他会計補助金

34,328

ハ 受益者負担金（分担金）

77,821

資本剰余金合計

908,313

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

460,916

ロ 当年度未処分利益剰余金

1,699,052

利益剰余金合計

2,159,968

剰余金合計

3,068,281

資本合計

13,914,587

負債資本合計

83,594,116

注記

I 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）の内、他会計が負担すると見込まれる額は、22,390,340 千円である。

Ⅱ セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（単位：千円）

項 目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	合 計
営業収益	1,208,062	394,354	24,985	3,623	1,403	2,689	1,635,116
営業費用	2,294,597	1,206,482	565,286	41,232	19,974	15,004	4,142,575
営業損益	△ 1,086,535	△ 812,128	△ 540,301	△ 37,609	△ 18,571	△ 12,315	△ 2,507,459
経常損益	598,406	244,528	455	9	9	73	843,480
セグメント資産	42,803,537	26,442,554	13,284,382	663,920	301,571	98,152	83,594,116
セグメント負債	37,168,561	21,947,288	9,850,364	518,816	138,504	55,996	69,679,529
その他の項目							
他会計繰入金	1,321,332	798,011	450,994	15,940	19,868	7,683	2,613,828
減価償却費	1,599,854	879,779	463,184	28,847	8,889	7,206	2,987,759
特別利益	2	0	0	0	0	0	2
特別損失	3,140	940	455	9	9	73	4,626
固定資産増加額	1,814,477	361,392	9,091	0	0	0	2,184,960

